

## 総務委員会会議記録

総務委員会委員長 千葉 秀幸

### 1 日時

令和7年2月28日（金曜日）

午前10時0分開会、午後1時48分散会

（休憩 午前11時41分～午前11時41分、午前11時59分～午後1時0分）

### 2 場所

第1委員会室

### 3 出席委員

千葉秀幸委員長、はぎの幸弘副委員長、高橋はじめ委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、千葉伝委員、城内愛彦委員、村上秀紀委員、佐々木朋和委員、ハクセル美穂子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

及川担当書記、谷地担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 政策企画部

小野政策企画部長、西野理事兼副部長兼首席調査監、本多政策企画課総括課長、菊池評価課長、畠山秘書課総括課長

#### (2) 総務部

千葉総務部長、松村理事兼副部長兼総務室長、内城参事兼人事課総括課長、佐藤財政課総括課長、八重樫行政経営推進課総括課長、多田税務課総括課長、岩間管財課総括課長、藤村総務事務センター所長、石田法務・情報公開課長

#### (3) 復興防災部

福田復興防災部長、北島副部長兼復興危機管理室長、戸田副部長兼消防安全課総括課長、山本特命参事兼企画課長、森田復興推進課総括課長、前田復興くらし再建課総括課長、田端防災課総括課長、細川消防保安課長

#### (4) ふるさと振興部

村上ふるさと振興部長、熱海地域振興室長、畠山国際室長、渡辺交通政策室長、小笠原科学・情報政策室長、兼平企画課長、佐藤市町村課総括課長、金森調査統計課総括課長、千葉地域企画監、中嶋地方路線対策監、山田特命参事兼地域交通課長

- (5) I L C 推進局  
箱石 I L C 推進局長
  - (6) 出納局  
滝山会計管理者兼出納局長、高橋副局長兼総務課総括課長
  - (7) 人事委員会事務局  
菅原人事委員会事務局長、品川職員課総括課長
  - (8) 監査委員事務局  
佐々木監査委員事務局長、及川参事兼監査第一課総括課長
  - (9) 警察本部  
天野警務部長、前川参事兼警務課長、菅原参事兼会計課長、小野寺監察課長、  
太田参事官兼地域課長、及川参事官兼交通企画課長
  - (10) 議会事務局  
藤原議会事務局次長、米内総務課総括課長
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案の審査
    - ア 議案第79号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについて  
第1条第1項  
第1条第2項第1表中  
歳入 各款
    - イ 議案第80号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第11号）の専決処分に関し承認を求めることについて  
第1条第1項  
第1条第2項第1表中  
歳入 各款
    - ウ 議案第81号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第12号）  
第1条第1項  
第1条第2項第1表中  
歳入 各款  
歳出 第1款 議会費  
第2款 総務費  
第1項 総務管理費  
第2項 企画費

- 第3項 徴税費
- 第4項 地域振興費中 ふるさと振興部関係
- 第5項 選挙費
- 第6項 復興防災費
- 第7項 統計調査費
- 第9項 人事委員会費
- 第10項 監査委員費

第3款 民生費

- 第2項 県民生活費中 復興防災部関係
- 第5項 災害救助費

- 第9款 警察費
- 第12款 公債費
- 第13款 諸支出金
- 第14款 予備費

第2条第2表中

第2款 総務費

- 第1項 総務管理費
- 第4項 地域振興費
- 第6項 復興防災費

第9款 警察費

第4条

- エ 議案第88号 令和6年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- オ 議案第89号 令和6年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）
- カ 議案第104号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○千葉秀幸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、復興防災部長から林野火災発生に伴う対応状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○福田復興防災部長 まず、議員の皆様には、災害対応にもろもろ御配慮いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

対応状況の資料によりまして御説明をいたします。大船渡市で26日に発生した林野火災についてであります。空気が乾いて、風も強い中、赤崎町合足地区や三陸町綾里の広範囲に延焼しております。

被害状況は、2に記載のとおりで、(1)の焼損面積は600ヘクタール以上とありますが、実際にはかなり延焼が進んでいると考えております。

(2) の人的被害は、現時点で亡くなった方がお一人、安否不明の人数は確認中となっております。

また、(3) のとおり相当多数の家屋が焼損しており、(4) の孤立状態は解消しておりますが、(5) の道路は通行止めの区間があり、(6) の交通機関は三陸鉄道や路線バスの一部区間が運休、(7) のとおり停電のエリアもあり、そのほかにも小中学校が休校になるなど、地域の皆様の生活の各方面に多大な影響を及ぼしております。

2 ページに参りまして、3 の各機関の対応としては、首相官邸に情報連絡室が設置されたほか、発災後速やかに県から自衛隊に災害派遣要請を行い、総務省消防庁には緊急消防援助隊の派遣を要請しており、そのほかの各行政機関からもリエゾンを派遣いただくなどしております。

4 の活動状況としては、26 日は強い風に加えて火災旋風のような現象も起こった中で、空中消火を行うことができず、地元消防機関等による地上消火を行ったところですが、3 ページに参りまして、27 日は、地元消防機関に加えて 1,000 人規模の緊急消防援助隊が地上消火活動等を行い、自衛隊や各県の防災ヘリ等が空中消火を行ったところであり、本日も地上と空中から大規模な消火活動を懸命に実施しております。

5 は、災害対策本部等についてであります。県は 26 日の 14 時に災害特別警戒本部を設置し、15 時 50 分に災害対策本部に移行、現地にリエゾンも派遣しております。

4 ページに参りまして、6 の避難状況であります。昨夜の時点では 7 か所の避難所に 877 人が避難しておられ、県や各機関が水や食料、毛布、段ボールベッド、パーティションなどの支援物資を送っているほか、飲食業組合による炊き出しも一部で始まっております。また、災害ケースマネジメントの第一歩として、指定公共機関である日本赤十字社による巡回などもきめ細かく行うこととしており、県から派遣しているリエゾンも各避難所の確認を行うこととしております。

7 は、被災者支援の各種制度についてであります。災害救助法は県が 26 日に即日適用したところであり、避難所運営の経費を県や国が負担することで大船渡市を支援してまいります。また、災害救助法の適用に伴い、応急仮設住宅の供与に向けた調整に県土整備部と連携して着手しております。最大 300 万円の被災者生活再建支援金についても、被災者のための重要な支援制度であり、既に内閣府防災担当との調整を始めております。

8 は、先ほども触れた支援物資ですが、県だけでなく盛岡市や北上市、野田村、さらには日本赤十字社など、多くの関係機関に御協力いただいております。

また、5 ページは、焼損区域の図面ですが、さらに延焼が進んでいると考えており、現在確認を進めております。

まずは、この火災を可能な限り早期に鎮圧することが第一ですが、その先の復旧、復興も見据えて、先手先手で対応を図ることができるよう努力してまいります。

また、6 ページから 8 ページまでは 19 日に大船渡市で発生した林野火災、9 ページから 11 ページまでは 25 日に陸前高田市で発生した林野火災に関する資料であり、いずれも自

衛隊や各消防機関の御尽力で鎮圧に至っておりますが、参考までにお配りしておりますので、後ほどお目通しいただければと考えております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これで林野火災発生に伴う対応状況についてを終わります。

なお、大船渡市林野火災への対応のため、福田復興防災部長、戸田副部長兼消防安全課総括課長、前田復興くらし再建課総括課長、田端防災課総括課長、細川消防保安課長はここで退席となります。

執行部職員入替えのため少々お待ち願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付していたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第 79 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款及び議案第 80 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第 79 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 5 ページをごらん願います。この専決処分につきましては、高病原性鳥インフルエンザ防疫措置として緊急に予算措置する必要がありましたことから、1 月 11 日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算に補正を行ったものであります。

6 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億円を追加し、補正後現計を 7,886 億 1,672 万 1,000 円としたものであります。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、7 ページから 8 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

予算に関する説明書の 9 ページをごらん願います。まず、歳入について、9 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、家畜伝染病予防費の補正に伴うもので、3 億円の増額でございます。

次に、10 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について財政調整基金から繰入金を補正するもので、3 億円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額した歳入総額は 6 億円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

続きまして、議案第 80 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明を申し上げます。議案（その 3）の 11 ページをごらん願います。この専決処分につきましては、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置として緊急に予算措置する必要がありましたことから、1 月 22 日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算の補正を行ったものであります。

12 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 億 3,000 万円を追加し、補正後現計を 7,899 億 4,672 万 1,000 円としたものであります。

第 2 項歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、13 ページから 14 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

予算に関する説明書の 19 ページをごらん願います。まず、歳入について、9 款国庫支出金、1 項国庫負担金につきましては、家畜伝染病予防費の補正に伴うもので、6 億 6,500 万円の増額でございます。

次に、20 ページ、12 款繰入金、2 項基金繰入金につきましては、今回の補正に伴い必要となる財源について財政調整基金からの繰入金を補正するものであり、6 億 6,500 万円の増額でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額した歳入総額は 13 億 3,000 万円となっております。

歳出につきましては、当委員会の所管に係るものはございません。

以上で説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第 1 款議会費、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、第 2 項企画費、第 3 項徴税費、第 4 項地域振興費のうちふるさと振興部関係、第 5 項選挙費、第 6 項復興防災費、第 7 項統計調査費、第 9 項人事委員会費、第 10 項監査委員費、第 3 款民生費のうち復興防災部関係、第 9 款警察費、第 12 款公債費、

第 13 款諸支出金、第 14 款予備費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 2 款総務費第 1 項総務管理費、第 4 項地域振興費、第 6 項復興防災費、第 9 款警察費、第 4 条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第 81 号令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 12 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策と連動して、障がい福祉、介護分野の人材確保や職場環境改善に対する支援など、喫緊の課題に対応するための経費を計上しました。また、県税等の歳入歳出額の整理や財政調整基金の法定積立てに要する経費等を計上したものです。

議案（その 3）の 17 ページをごらん願います。まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 64 億 3,395 万 9,000 円を増額し、補正後現計 7,963 億 8,068 万円とするものであります。

第 2 項歳入歳出予算補正の款項の区分等につきましては、18 ページから 26 ページの第 1 表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明します。

27 ページをごらん願います。第 2 表繰越明許費補正につきましては、当委員会の所管に係るものは、2 項総務管理費のうち 1 項総務管理費から 6 項復興防災費まで、35 ページの 9 款警察費でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて 9 事業を追加しております。

37 ページからの第 3 表債務負担行為補正につきましては、当委員会所管に係るものはございません。

次に、40 ページをごらん願います。第 4 表地方債補正の 1、追加につきましては、地域防災緊急整備など 2 件を追加で発行しようとするものであります。

また、41 ページの 2、変更につきましては、いわて体験交流施設管理など 5 件について起債限度額を変更しようとするものであります。

予算に関する説明書の 30 ページをごらん願います。まず、歳入について、1 款県税については、直近の徴収実績を踏まえ、それぞれ増額、減額補正をするものです。

1 項県民税は 13 億 9,500 万円の増。

31 ページ、2 項事業税は 38 億 9,200 万円の増。

32 ページ、3 項地方消費税は 11 億 8,700 万円の増。

33 ページ、4 項不動産取得税は 18 億 4,900 万円の減。

34 ページ、5 項県たばこ税は 100 万円の減。

35 ページ、6 項ゴルフ場利用税は 900 万円の増。

36 ページ、7 項軽油引取税は 4 億 4,000 万円の減。

37 ページ、8 項自動車税は 3,700 万円の増。

38 ページ、11 項産業廃棄物税は 500 万円の減となっております。

40 ページ、2 款地方消費税清算金は、全国の税収が見込みを上回ったため 4 億 4,700 万円の増となっております。

41 ページ、3 款地方譲与税については、国税の直近の徴収実績を踏まえて、それぞれ増額、減額補正をするものです。

1 項特別法人事業譲与税は 38 億 2,800 万円の増。

42 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 2 億 2,200 万円の減。

43 ページ、3 項石油ガス譲与税は 700 万円の増。

44 ページ、4 項自動車重量譲与税は 1,800 万円の減。

45 ページ、5 項森林環境譲与税は 1,000 万円の増。

46 ページ、6 項航空機燃料譲与税は 600 万円の減となっております。

47 ページ、4 款地方特例交付金は、減収補填特例交付金の増に伴い、2 億 3,296 万 9,000 円の増となっております。

48 ページ、5 款地方交付税は、普通交付税の交付実績を踏まえ、68 億 4,246 万 6,000 円の増となっております。

49 ページ、6 款交通安全対策特別交付金は 7,027 万 5,000 円の減となっております。

50 ページ、7 款分担金及び負担金については、各種事業の補正や事業費の確定に伴う整理等であります。

まず、1 項分担金は 8,929 万 4,000 円の減となっております。

2 項負担金の計は、52 ページのとおり 9,567 万 1,000 円の減となっております。

53 ページ、8 款使用料及び手数料については、最終的な収入見込みにより整理を行ったものであります。

1 項使用料の計は、56 ページのとおり 1 億 2,124 万 8,000 円の減となっております。

2 項手数料の計は、60 ページのとおり 7,230 万 6,000 円の減となっております。

61 ページ、9 款国庫支出金は、国経済対策分の各種事業の補正や事業費の確定による整理等であります。

1 項国庫負担金の計は、63 ページのとおり 9 億 6,727 万 2,000 円の減となっております。

2 項国庫補助金の計は、75 ページのとおり 38 億 3,060 万 7,000 円の減となっております。

3 項委託金の計は、78 ページのとおり 7 億 71 万 4,000 円の減となっております。

79 ページ、10 款財産収入については、財産貸し付けや不動産の売り払い実績による整理等であります。

1 項財産運用収入は 7,909 万円の増となっております。

2 項財産売払収入の計は、81 ページのとおり 7,601 万 2,000 円の増となっております。

82 ページ、11 款寄附金については、ふるさと岩手応援寄附の減などにより 341 万 6,000 円の減となっております。

83 ページ、12 繰入金については、各種繰入金の整理を行うものであります。

1 項特別会計繰入金は 6,719 万 8,000 円の減となっております。

84 ページ、2 項基金繰入金は 14 億 8,425 万 2,000 円の減となっております。

85 ページ、13 款繰越金については、令和 5 年度の決算剰余金の補正であり、137 億 8,802 万 2,000 円の増となっております。

86 ページ、14 款諸収入については、事業費の確定による整理等であります。

1 項延滞金、加算金及び過料等は 2,410 万 2,000 円の減となっております。

87 ページ、2 項預金利子は 1 億 837 万 9,000 円の増。

88 ページ、4 項貸付金元利収入は 87 億 7,012 万 4,000 円の減となっております。

5 項受託事業収入の計は、89 ページのとおり 1 億 6,070 万 7,000 円の減。

90 ページ、6 項収益事業収入は 2 億 1,887 万 8,000 円の減。

91 ページ、7 項雑入は 12 億 8,675 万 2,000 円の増となっております。

97 ページ、15 款県債については、災害復旧債の減少などにより、その計は 100 ページのとおり 75 億 7,466 万 7,000 円の減となっております。

令和 6 年度末の県債現在高の見込みについては、255 ページをごらん願います。一番右下の欄になりますが、令和 6 年度末現在高見込額は 1 兆 1,689 億 6,431 万 5,000 円となるものでございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。基本的には所要額の確定等に伴う減額補正であり、説明に当たっては増額となっているものを中心に御説明させていただきます。

101 ページにお戻り願います。1 款議会費、1 項議会費は、102 ページのとおり 2,710 万 9,000 円の減となっております。

104 ページをごらん願います。2 款総務費のうち 1 項総務管理費、2 目人事管理費は、職員の退職手当など 6 億 2,326 万円の増となっております。

105 ページ、4 目財政管理費であります。決算剰余金の財政調整基金への法定積立てが 139 億 3,761 万 3,000 円の増となっております。

1 項総務管理費全体の計は、107 ページのとおり 143 億 4,385 万円の増となっております。

2 項企画費は、110 ページのとおり 6,255 万 7,000 円の減となっております。

3 項徴税費は、112 ページのとおり 2 億 4,169 万 2,000 円の減となっております。

4 項地域振興費は、115 ページのとおり 1 億 7,461 万 6,000 円の減となっております。

なお、1 目地域振興総務費から商工建設委員会に付託される事業を除いた 4 項地域振興費の当委員会付託の補正額は 1 億 6,582 万円の減でございます。

5 項選挙費は、117 ページのとおり 5 億 3,160 万 5,000 円の減となっております。

6 項復興防災費は、119 ページのとおり 3,196 万 9,000 円の減となっております。

7 項統計調査費は、121 ページのとおり 775 万 6,000 円の減となっております。

9 項人事委員会費は、126 ページのとおり 2,212 万 2,000 円の減となっております。

10 項監査委員費は、127 ページのとおり 5,109 万 8,000 円の減となっております。

133 ページをごらん願います。3 款民生費、2 項県民生活費のうち 2 目交通安全対策費は 24 万 6,000 円の減でございます。

続いて、139 ページをごらん願います。5 項災害救助費は 754 万 7,000 円の減でございます。

202 ページをごらん願います。9 款警察費、1 項警察管理費の計は、204 ページのとおり 3 億 7,780 万 3,000 円の減となっております。

2 項警察活動費は、206 ページのとおり 7,730 万 9,000 円の減となっております。

231 ページ、12 款公債費は 6 億 281 万 5,000 円の減となっております。

232 ページからの 13 款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。

2 項公営企業負担金は、物価高騰に伴う掛かり増し経費の増、県立病院等事業会計への負担金を増額したことにより 9 億 5,820 万 3,000 円の増となっております。

233 ページ以降は、税収の最終見込みを踏まえての整理であり、3 項地方消費税清算金は 5 億 9,338 万 3,000 円の増となっております。

234 ページ、4 項利子割交付金は 1,948 万 1,000 円の増。

235 ページ、5 項配当割交付金は 2 億 3,912 万 9,000 円の増。

236 ページ、6 項株式等譲渡所得割交付金は 5 億 2,792 万円の増。

237 ページ、7 項法人事業税交付金は 3 億 9,146 万 8,000 円の増。

238 ページ、8 項地方消費税交付金は 2 億 2,655 万円の増。

239 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は 1,795 万 5,000 円の増。

240 ページ、10 項自動車取得税交付金は 94 万 7,000 円の減。

241 ページ、11 項環境性能割交付金は 992 万 6,000 円の増となっております。

242 ページ、14 款予備費は、今後の不測の事態に対応するため 2 億 2,700 万円余の増となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

次に、議案第 88 号令和 6 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第 88 号令和 6 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 61 ページをごらん願います。令和 6 年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 8,046 万 4,000 円を減額し、補正後現計を 1,747 億 8,205 万 5,000 円とするものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の 309 ページをごらん願います。まず、歳入であります。1 款財産収入は、県債管理基金の諸支出金運用に伴う運用利子の増により 4,348 万 9,000 円の増額でございます。

310 ページ、2 款繰入金は、一般会計からの繰入金でありまして、4 億 2,395 万 3,000 円の減額でございます。

次に、歳出であります。311 ページ、1 款公債費の補正の主なものは、借入実績に伴う元金利子の補正でありまして、合計 3 億 8,046 万 4,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 89 号令和 6 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副局長兼総務課総括課長 議案第 89 号令和 6 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。

議案（その 3）の 64 ページをごらん願います。令和 6 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 935 万 8,000 円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,243万4,000円としようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の314ページをごらん願います。まず、歳入であります。1款証紙収入、1項証紙収入は、1目県税、2目使用料及び手数料及び3目軽自動車税環境性能割を合わせまして、計2億226万円余を減額しようとするものであります。

315ページ、2款繰越金、1項繰越金は、9,290万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、316ページ、歳出であります。1款繰出金、1項一般会計繰出金は、1目県税、2目使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて、計1,318万円余を増額しようとするものであります。

317ページ、2項歳入歳出外現金繰出金は、1目軽自動車税環境性能割に係る証紙収入を所在市町村へ払い込むため歳入歳出外現金に繰り出すものであり、本年度の歳入の見込みに合わせて1億2,254万円余を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第104号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○天野警務部長 議案第104号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについての概要を御説明申し上げます。

議案（その4）の8ページをごらん願います。なお、説明に当たりましては、便宜、総務委員会資料に基づき御説明申し上げます。

1の提案の趣旨についてであります。令和3年11月初旬頃から12月18日頃にかけて、当時奥州警察署の留置管理係に配置されていた30代の巡查部長が、勤務中の夜間に上司や同僚の目を盗んで、同署の留置施設に拘留されていた個人Aさんにわいせつな行為を行っ

たことにより、相手方に精神的苦痛を与えたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、相手方の住所や氏名を明らかにしていない理由であります。本件事案は、県に対する損害賠償請求訴訟において、相手方の氏名及び住所について、裁判所の秘匿決定により非公開とされたことから、本議案においても秘匿決定の趣旨を踏まえて、相手方の氏名を個人Aとし、住所は記載しないこととしておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次の損害賠償の額についてであります。昨年6月に原告である相手方から県に対して精神的苦痛に係る慰謝料等約1,100万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたものであります。その後、当該訴訟に対する和解案として裁判所から提示された和解金額500万円を損害賠償の額とするものであります。

3の和解の内容についてであります。当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとするものであります。

最後に、県民の平穏な生活と社会秩序を守るべき立場にある警察官がこのような事案を発生させてしまったことは、県民の信頼を大きく損ねる行為であり、また多額の賠償議案を県議会にお諮りすることにつきまして、大変重く受け止めております。このような事態になりましたことをおわび申し上げます。

今後このような事案を二度と発生させることがないよう、県警察一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 そもそも論になるかと思いますが、なぜこういう事件が起きたのか。例えば警察であれば、いろいろな方々が複数の目で監視、管理をする仕組みになっていると私は思っているのですが、そういった点に何か足りないものがあつたのかどうかということ、それを受けて今後対策というのはどのような形を取るのか、その辺についてもお知らせ願いたいと思います。

○小野寺監察課長 今回の事案の発生の原因についてでありますけれども、最大の原因は行為者である元巡査部長に留置管理業務に対する職責の自覚が欠落していたことで、警察官としての倫理観を欠落させてしまったことにあると考えております。

当該事案の発覚を受けて実施した調査の結果、元巡査部長の平素の勤務には問題行動等は把握されていなかった一方、こうした強権的な勤務状況を受けて、特に当時留置施設に収容していた女性を男性警察官が取り扱う場合、その管理、監督については、より厳格に行うべきであったところ、警察署の幹部職員に油断を生じさせてしまった状況がありました。

加えて、当該元巡査部長は、こうした状況を逆手に取りまして、収容されていた女性被害者に対して、幹部職員に発覚することがないよう、幹部職員や同僚の監視の目を盗んで、

ひそかに規定から外れた運用を行うとともに、当該事件となる犯行に及んだことが明らかになっております。

○前川参事官兼警務課長 再発の防止ということでございます。女性専用の留置施設、これが1施設でありましたが、これを2施設に増設しております。また、女性を収容する場合には、女性専用の留置施設に留置しますし、その処遇につきましては女性警察官が複数で当たることにしております。

また、令和5年4月には、警察本部に留置管理課を新設いたしました。県内の留置業務の司令塔といたしまして、適正業務の指導、管理等を統括させております。また、女性専用施設の業務に専従する女性警察官についても、増強を図るなど対策を講じております。

○高橋はじめ委員 今、お伺いしようとしたことを説明いただきましたので、私もある程度理解できたのですが、そもそも女性の拘置所というのですか、そこにしっかりと拘留しなかったというところに問題があったのではないかと感じております。この種の事件は全国でもいろいろ出ておまして、それについて岩手県警察としての取り組みが遅れていたのではないかと感じますが、その辺についてはどのような見解を持っていますか。

○前川参事官兼警務課長 先ほど監察課長からも答弁あったところでございますが、女性施設に限定して留置をするというのが原則であったわけでございますが、事件の概要でありますとか、検察庁、裁判所の管轄の問題もございまして、そういった諸事情を勘案して女性専用施設ではない施設に留置をしていたと、例外的にはございますが。その運用が常態化をしていたというところでもございまして、高橋はじめ委員御指摘のとおりだと感じております。

県警察といたしましても、女性留置者につきましては、女性専用施設に留置いたしまして、女性警察官のみで処遇をするということに改めましたので、今後このようなことのないように努めていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 被害に遭われた女性の方は、本当にお気の毒というか、その心情は計り知れないものがあるわけですが、この事件は被害に遭われた女性の方からの申し出で発覚したのか、それとも内部で調査して発覚したのか、その辺のところをもう少し詳しく説明していただきたいし、拘留期間がどれくらいであったのかと、それとこの事件を起こした巡査部長の勤務、その辺はどうなっておったのか、もう少し詳しく説明をしていただきたい。

○小野寺監察課長 被害者からの届け出により発覚したものでありますけれども、その経緯、詳細については、答弁を差し控えさせていただきますと思っております。

なお、勤務体制であります。留置施設の勤務体制については、施設の保安上問題があるため答弁は差し控えさせていただきますけれども、数名での勤務体制ということでございます。

○前川参事官兼警務課長 留置の期間につきましては、犯罪経歴でありますとか、個人のプライベートに関するところでございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○高橋はじめ委員 わかりました。いずれこのような事件が二度と起こらないようにしっかりと対応していただきたいし、それからやはり体制も、もう一度見直しを図るべきではないかと思います。この女性の事件だけではなくて、拘留体制全般の見直しを図るということで、同種の事件が再発しないように徹底していただければと思います。意見を申し上げて終わります。

○はぎの幸弘委員 当該看守を行っていた警察官の現状はどうなっているのでしょうか。

○前川参事官兼警務課長 懲役2年ということになっていたとっております。そういったことで、現在もまだ刑期を終了していないと把握しています。

○天野警務部長 今回の答弁でございますけれども、懲役は3年でございます。

○はぎの幸弘委員 ということは今、刑に服している最中ですが、警察官としての身分はどうなっているのでしょうか。

○小野寺監察課長 先ほど警務部長も言いましたとおり、6月28日に懲役3年の実刑判決を受けておりまして、現時点では刑期を終了していないと承知しております。

なお、当該巡査部長につきましては、令和4年3月24日付で懲戒免職としておりますので、警察官の身分ではございません。

○はぎの幸弘委員 わかりました。再発防止策も講じているし、本人もそういうことになっているということですから、今後はそういうことのないようにという対策は取られていると思うのですが、これまた議決されていないので、たればのことで答弁ができるかどうかわかりませんが、これがもし可決されたとして、現段階で結構ですが、求償権についてはどのようにお考えになっているか伺って終わります。

○小野寺監察課長 求償権の行使についてでありますけれども、その是非について現段階では答弁できる状況にないということの御理解をお願いいたします。

○はぎの幸弘委員 損害賠償がもし決まるとすれば、いずれにしてもこれは県民の税金が使われるわけですから、今の答弁はいずれ求償しないと断言できることではないという判断でよろしいでしょうか。

○小野寺監察課長 答弁できる状況にはないことでありますけれども、当然県警察として検討して、前向きに進めていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 今回の答弁で違和感があったので、何点か確認をしたいと思っております。

まず、警察内部で不祥事が起こりますと、必ず言うのは、それは法によって裁かれているわけでありまして、当然本人が悪いわけでありまして、どうもヒューマンエラーだけが悪いのだと、先ほどの監察課長の答弁にもありましたが、システムエラーという話は全く出てこないわけです。やはりそこを出発点に、やったやつが悪いのだというところのみに起因した認識でいると、これは前に進まないのだと思うのです。警務部長、そういう認識は、いわゆるヒューマンエラーが全てという認識でいいのですか。

○天野警務部長 今回のこの事案につきましての最大の原因は、先ほども監察課長から御答弁申し上げましたとおり、行為者である元巡査部長の職責の自覚が欠如していたこと、

警察官としての倫理観を欠落させてしまったことにあると考えているところでございます。しかし一方で、当該警察署の幹部職員による巡視ですとか、監督等に油断が生じている部分ではございました。

○**岩淵誠委員** それに伴う処分はありましたか。

○**天野警務部長** 関係職員の処分でございますけれども、本件の調査結果を総合的に検討した上で、留置管理業務の責任者であった当時の奥州警察署の警務課長を減給100分の10、3か月としたほか、当時の警察署長を本部長訓戒、副署長を所属長訓戒、留置管理係長を本部長訓戒としております。当時の事例に基づいて適正に処分が行われたものと承知しております。

○**岩淵誠委員** わかりました。やはりもう少し正確に組織の意思というものを答弁していただければいいなと思います。そうでないと、やはりどうしても犯罪者、そこに起因しているのはよくわかるのだけれども、それ以外のシステムのところというのは、相当程度、組織としての落ち度という認識を持っていないと、いつまでたってもこういうのは起きるわけです。だから、そういうところをやはり留意していかないといけないと思います。

その上で、集中管理をして女性警察官というのはよくわかるのですが、留置管理課を新設しているわけでありまして、当然昔から留置管理業務というのはあって、たしか本部の一課か、警務課だったか、留置管理官という、たしか警視相当があったと思います。それぞれ各署に留置管理係がいてということで、ちゃんと指揮命令系統があったわけです。これを留置管理課と格上げをしてやっているということでありまして、そのことよっての期待される効果、そして実際の運用上の効果というものはどうなったと理解していますか。

○**前川参事官兼警務課長** 留置管理課を新設いたしまして、県下の留置状況を一元的に把握することができるという体制が整いました。このことによりまして、各警察署の留置施設で起こる問題、不適正事案が起こる、または起こる前の段階でそういった事項を把握いたしまして、即時調査に入って、その指導に当たる。それによって大きな事案を未然に防止するというような体制を取っております。

○**岩淵誠委員** そうすると、これは留置管理課の中で業務を完結すると、問題行動を完結するということですね。

○**前川参事官兼警務課長** 留置管理課のみで対応できるものについては、まさにそのとおりでございます。組織に問題がある、人員配置に問題があるということであれば、警務課も対応いたします。事案に非違があれば、監察官のほうも対応いたしますし、犯罪性、事件性があれば、捜査部門も対応していくということで進めてまいります。

○**岩淵誠委員** わかりました。私も経験があるわけでありましてけれども、留置管理業務はかなり神経を使ってやっている。留置関係は新任の警視がやるというようなところであったわけでありましてけれども、やはり時代の流れで、取り調べも含めて、特にも留置管理業務というのは人権意識が高まっている中で、その対応は大変厳しいこともあるかと思いま

すけれども、また女性警察官の対応ということについても、非常に限られた女性警察官の配置という問題もあるわけでありますが、いずれ組織としてこういったところに穴があるのか、こういったところは、先ほども認識で指摘をしましたとおり、常にやっていただいて、落度のないようお願いしたいと思います。御意見を申し上げて終わります。

○千葉秀幸委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県庁舎の在り方に関する報告書について発言を求められておりますので、これを許します。

○岩間管財課総括課長 この場をお借りしまして、岩手県庁舎の在り方に関する報告書(最終案)の御説明をさせていただきたいと思っております。

資料5-1の岩手県庁舎の在り方に関する報告書を準備願います。1ページでございます。こちらの内容については、素案の段階で12月5日の当委員会で御説明をさせていただいております。その後年末から年始にかけてパブリックコメントを実施しております。

パブリックコメントの内容を踏まえた案の中身については、2月4日、2の策定スケジュールの令和7年2月4日に議案等説明会のほうで説明をさせていただいております。その後、2月6日、第5回、これ最終回になりますけれども、県庁舎の在り方に関する懇談会で最終案を議論させていただきました。結論から申し上げますと、12月5日、この場で説明をさせていただいております素案から大きな変更というか、変更はない内容になっております。ここでまた一から案の内容を説明するというよりは、パブリックコメントの状況、それから重要な部分、来年度以降、基本構想、基本計画につなげていく部分について御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

1ページの3、パブリックコメントの状況でございますけれども、今回パブリックコメントについては、2名の方から4件の意見が寄せられております。1ページおめぐりいただきまして、2ページをお開き願います。提出された意見4件につきましては、1については費用のお話、コストのお話でございます。こちらにつきましては、今回の在り方報告

書の中で、さまざまなシミュレーション、将来的な職員数も含めて、縮んでいった場合の過剰な整備にならない、過度な整備にならないということも踏まえまして、複数の整備パターンでコストを試算しております。コストメリットのある一部建て替えの案を軸に検討することとしていることから、趣旨同一とさせていただきます。

2、3、4については、来訪者の利用促進、都市景観等の観点からの意見でございます。こちらについては、来年度以降、基本構想、基本計画、今のところ2年かけて策定するという予定でございますけれども、こちらの議論の中に反映させていく内容だというふうに考えております。

1ページお開きいただきまして、3ページでございます。こちら12月5日に御説明させていただいております在り方報告書（最終案）の概要版と大きく変動はございません。こちらについては、県庁舎の現状、課題等について分析をさせていただいております。

3ページの右側、耐震診断結果でございますけれども、知事局棟は震度6強の地震動では倒壊する危険性は低い、議会棟は危険性が高い、渡り廊下棟は危険性があるという結果でございました。ただ、いずれの棟も現行の耐震基準を満たしていないというところは共通しておりまして、耐震改修が必要、急務となっているという状況でございます。

1ページお開きいただきまして、4ページでございます。先ほど申し上げました状況の変化、3ですけれども、社会状況の変化等を踏まえましてシミュレーションしております。

今回の在り方報告書の中の一番強調している重要な部分ということで、4の県庁舎整備で目指すものとしまして、耐震性がないという庁舎でございましたので、防災拠点として安全、安心な庁舎を整備していきましょう、環境に配慮した長寿命な庁舎を整備しましょう、さまざまな主体が協働する拠点として、県民に親しまれ愛される庁舎として整備をいたしましょう、将来の変化に柔軟に対応し、職員が働きやすく、県民福祉の向上に資する庁舎として整備をしましょうという、この四つを目指すものとして掲げております。

右側の5、議会棟のあるべき姿については、今後県議会の皆様の意見等を踏まえつつ検討していくということにしております。

6ページまでお進みいただきます。6ページ、10、整備パターンの評価についてですけれども、機能面、経費効率、庁舎のフレキシビリティの観点からの評価を踏まえまして、11、整備の方向性として、新庁舎で不足面積を補完でき、一定のコストメリットがある一部建て替えの案を軸に検討を進めていくこととして、報告書の最終案を取りまとめております。こちらについては、3月中旬に公表したいと考えております。

令和7年度は、この在り方報告書の内容を基に整備基本構想の策定に着手しまして、コンセプト、庁舎規模、概算費用など具体の整備方法を検討してまいります。

以上で説明を終わります。

○千葉秀幸委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○城内愛彦委員 ただいまの説明の庁舎の件でありますけれども、まず第1点、最近盛岡市役所からも、いろいろな意味で建て替えをするような情報が入ってきました。議会にお

いては、議員会館の存在も含めて御示唆をいただいております。そういう流れにあつて、今後県庁舎を建て替える際に、内丸地区を一体的に開発するという意味で、盛岡市との話し合いといいますか、連携というか、そういう調整が必要ではないかと思うのですが、この点についてはどういう取り組み方をされているのかお伺いします。

○**千葉地域企画監兼ふるさと振興監** 内丸プランに関しましては、内丸地区整備検討懇話会という組織がございまして、もちろん県と市と、それから国の機関、それから民間の企業も入れまして、こういったところで内丸地区の将来を検討する場がございまして、当面、今内丸プランの策定期間が少々後ろのほうにずれておりますので、現在休止しておりますけれども、こういった場を通じて検討したいと考えております。

○**城内愛彦委員** おのおのが別のそういう機能を持たせるというのもありだとは思いますが、どうせ同じお金をかけるのであれば一体的に、県民であったり市民の皆さんに御理解いただけるような、そして親しんでいただけるような仕組みづくりを目指す方向が必要だと思えます。そういう観点を持って、今後その調整というのを密にしていってはいかがかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○**岩間管財課総括課長** 先ほど城内愛彦委員からお話がありましたとおり、今盛岡市の計画の中で議員会館のお話が具体に出ております。今回一部建て替えの案を軸に検討していく中では、こちらの耐震性が低くて耐震改修は急務だと、議会棟の検討をすることになっております。そうしますと、今議員会館が果たしている機能が、宿泊の機能もありますけれども、議員の執務室としての機能もございまして。そちらをどういった形で代替していけばいいのかというようなところも含めて、来年度の基本構想、その後の基本計画の中で検討していく必要があると考えています。

また、県庁舎がこの内丸地区でどういった役割を果たしていくのか、その部分はパブリックスペースというのですか、皆さんが使いやすいようなスペースも含めて、かなりいろいろな意見を実は非公開でやっている有識者懇談会ではいただいているところでもございますので、盛岡市との情報交換を密にしながら、市役所の果たす役割、県庁舎が果たす役割、一緒に果たす役割というところを整理して、今も意見交換はかなり密にやっておりますので、今後さらに密度を高めてまいりたいと考えます。

○**城内愛彦委員** ぜひそういった観点から、もう少し開かれた形で、市民、県民の皆さんにもお知らせできるような機会があればいいと思えますので、よろしくお願ひします。

○**城内愛彦委員** 自転車のヘルメットの状況、義務化になってはいますが、この辺は現状どうなのか。今後義務化に向けた取り組みをどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○**及川参事官兼交通企画課長** 県内の自転車乗車用ヘルメットの着用率についてですが、令和6年7月に警察庁主導で行われました調査の結果、全国の平均着用率が17.0%のところ、県内の平均着用率は10.6%にとどまっております。

また、警察庁主導の全国調査とは別に、令和6年5月に県警察独自でヘルメット着用率

調査を実施しておりますが、この際の平均着用率は 20.3%であり、年代別では高校生が 12.8%で最も低い結果でありました。

着用しない者の傾向、そしてその対策についてであります。乗車用ヘルメットを着用しない者の傾向については、年代別では、先ほども申し上げました高校生の着用率が最も低いという結果であります。高校生がヘルメットを着用しない理由につきましては、髪型が乱れますとか、面倒くさいという意見があることは承知しているところであります。しかしながら、通学等で自転車利用の機会が多い高校生に対して、ヘルメットの使用率を向上させることが喫緊の課題と捉えておまして、その着用促進対策についてであります。各種広報啓発活動を実施しているところであり、特に着用率の低い高校生に対しては、県教育委員会を通じて各高等学校に対し、自転車通学の条件等に乗車用ヘルメット着用を盛り込むことを要請し、各高等学校において検討、取り組みをしていただいているほか、デジタルサイネージを高等学校に設置し、自転車の安全利用を呼びかける動画を流す広報を実施、盛岡市立高校と盛岡東警察署が共同制作した自転車の安全通行に関する動画をユーチューブ岩手県警察公式チャンネルで広報を実施、高校生をモデルにしたヘルメット着用啓発ポスター、チラシを作成するとともに、当モデルを自転車ヘルメット着用推進リーダーに任用し、着用啓発活動を展開などの活動を通じて、ヘルメット着用の機運を高めているところであります。

また、毎年度、県内の中学校、高等学校を自転車安全利用モデル校に指定するなどして、生徒に対する自転車のヘルメット着用促進のほか、基本的な交通ルール等の周知に取り組んでいるところですが、引き続き教育機関をはじめとする関係機関、団体と連携し、毎月 8 日の岩手県自転車安全指導の日を中心に交通安全教育や街頭指導を強化するほか、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を推進するなどして、高校生を含めた全ての自転車利用者のヘルメット着用を促進してまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○城内愛彦委員 やっていることは認めます。頑張っているという感は出ています。ただ、実際は実が伴っていないというのが現状だと言わざるを得ない。もう少し PR の仕方はあるのだと思いますが、例えば県内の市町でもそろそろ取り組みがあるようでありませうけれども、例えばヘルメットを購入する際の助成をするなどということがあるわけでありませうので、もう少し県としても、そういう取り組み方、市町村がやる助成のまた助成をするとか、そういう実に向かっていかないと、ユーチューブをやっても、そんなに見ないと思うのです。私もちらっとは見ましたけれども、あれ、というぐらいですので、やはりそういう実に向かっていくことを考えて方向性の転換をしてはいかんかと思ひます。

いずれ自転車等が、最近スポーツバイクなども普及していますし、そういった方々は着用していますけれども、普通に買い物であったり、通学であったりというのは、中学生ぐらいまでは結構頑張って着用しているのですけれども、いずれ高校生になった途端に着用

しない。ヘルメットはあるだろうと聞いても、それはちょっとという話を高校生にされるのですが、そういうことも考えると、やはりやり方を考えてはいかがかと思うのですが、どうでしょうか。

○及川参事官兼交通企画課長 先ほどの発言は補助金の話だと思いますけれども、これについては県警察も昨年来、各警察署を通じて各自治体に働きかけをしております。一部自治体で補助金を今指定するという形でお伺いしておりますが、まだまだそういう動きが少ないというところでもありますので、これにつきましては今後も継続して働きかけていきたいと考えております。

また、高校生のヘルメットにつきましては、先ほども話しましたとおり、教育委員会に働きかけをしまして、2月20日の時点で29校の高校がヘルメットの着用を条件にしているところでありまして、今年の4月からは4校、さらには4月から入学する1年生に条件を出すというのは3校とお伺いしておりますので、ますます今後は着用率が向上していくものと考えています。

○城内愛彦委員 期待はします。当局でも、そういったことを各市町村がやることに対して助成ということも含めて検討してはいかがか。警察が幾ら働きかけをしても、なかなか実行が伴っていないということがあるようですので、ぜひ検討してほしいと思うのですが、その辺はどうですか。

○小野政策企画部長 今城内愛彦委員からお話がございましたヘルメット着用といったことで、県としても市町村と連携しながらの取り組みという御意見がございましたので、関係する部局とその可能性についてしっかり検討してまいりたいと思います。

○城内愛彦委員 お願いします。

そこで、県内の交通安全についてですが、以前工藤勝弘さんという県議会議員がいて、話をされたのですが、交通安全の実を担う中に交通安全協会というのがあって、その交通安全協会の会員の方々がどんどん減っている。交通安全協会が弱体化するという傾向にある。交通安全協会の会員である免許を持った方々が、今ほぼ3割ぐらいしか入っていない。あと7割の方々は、交通安全についてはただ乗りをしているのではないかなと言わざるを得ない。とすれば、そのことを含めて、もう少し交通安全協会に対する理解と、あと交通安全協会に入る仕組みとして、一般の、例えば県の職員の方々も多分入っていない方はたくさんいらっしゃると思います。とすれば、組織として、交通安全を享受する皆さんが知恵を出して、例えば会社の方々が交通安全協会に入る助成とか補助とかできるような仕組みづくりというのは、今後検討してもいいのではないかなと思うのですが、一度交通事故を起こしてしまうと、その企業に対しても損失は大きいと思うのです。そういう仕組みづくりも含めて検討されてはいかがかと思うのですが、その点についてはいかかでしょうか。

○及川参事官兼交通企画課長 交通安全協会の果たしている役割については、民間の交通安全活動の中核として、子供や高齢者の交通事故防止対策、自転車の交通安全指導などを

推進していただいております、県民の安全を守り、交通安全意識の高揚を図る上で重要な役割を果たしているものと承知しております。

県警察といたしましては、交通事故に関するデータの提供、交通安全協会の行う街頭活動や交通安全教室への警察官の積極的な参加など、交通安全協会において効果的な活動が展開されるよう、より一層連携、協働して、各種交通安全活動を推進してまいりたいと考えております。

仕組みづくりにつきましては、今後の課題だと思っておりますので、それについては関係機関等と相談しながら考えてまいりたいと思っております。

○**城内愛彦委員** ぜひ前向きに検討してほしいと考えています。でないと、今評価をされた交通安全協会も、風前のともしびで、そのうち県内各地からなくなってしまう。でも、まだまだ交通事故というのは起こるだろうし、免許保有者もまだまだあり続ける。そうした中で、さっき話したようなヘルメットの着用であったり、これから交通に対する考え方というのは少しずつ変わってくると思っておりますので、その対応も含めて対応できるような体制というのは考えていってほしい。現状のままだと事故というのは減らないし、飲酒運転だってそのとおりです。そういうことをみんなで補完するような仕組みというのは必要だと思っております。免許は、自分で取って、一生物だという時代ではなくなってきたと私は考えていますので、ぜひその点も含めて御検討願います。天野警務部長、いかがですか。

○**天野警務部長** 交通安全協会、重要な役割を果たしているものと思っております。県警察といたしまして、今後も効果的な活動が展開されるよう、より一層関係機関、団体等と連携、協働して、交通安全活動が推進できるように前向きに検討してまいりたいと存じます。

○**高橋はじめ委員** 自転車のヘルメットのお話ありましたけれども、昨年の秋に道路交通法の改正によって自転車の飲酒運転についても厳格になったと思っておりますが、これについて飲酒運転の取り締まりというか、その辺はどうなっているのか。

それから、県民に対する周知がどのようになっているのか、現状についてお伺いします。

○**及川参事官兼交通企画課長** 自転車の指導、取り締まりの基本的な考え方ではありますが、自転車の軽微な交通違反に関しては指導警告を原則としているところですが、酒酔い運転などの悪質性、危険性が高い現況下でなされた違反のほか、具体的な危険を生じさせたり、警察官の指導警告を無視するなどした場合について検挙措置を講じることとしております。

自転車の取り締まりの取り組み状況についてであります。県警では交通安全対策協議会が提唱する自転車安全指導の日において街頭指導、取り締まりを強化しているほか、自転車指導啓発重点地区等における取り締まりを推進しているところであります。

○**高橋はじめ委員** 飲酒運転の取り締まりはどうですか。

○**千葉秀幸委員長** 飲酒運転についてもお答えできますか。

答弁持ち越しでもよろしいですか。

○**高橋はじめ委員** はい。

○千葉秀幸委員長 御了承願います。ありがとうございます。

○岩渕誠委員 端的に聞きます。県庁舎の整備に関しましては、その方向は了としたいと思います。

一足飛びに話をしますが、最後は財源だということになると思います。これは、当然公共施設の管理計画全体の中でやるべきものと思っていますが、その財源の一つとして公共施設等適正管理推進基金、これを活用する考えはありますか。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員御指摘の基金については、将来の公共施設の老朽化等に備えているものですから、現状では県庁舎に使うことは考えていません。

○岩渕誠委員 了解。これは、令和4年の9月の補正で出てきたやつで、120億円かな、積んだままなのです。一応そのときには、毎年の施設管理についても活用するというものだったのだけれども、今見直しをしていますから、そういった中で、ある程度積み増しを必要とするものだろう。そしてさらに、今の話でありますと、県庁舎も、これはある程度金額、一部建て替えということだから、そうなることと考えると、それに特化した基金というのも当然考えているのだろうと推測しますが、この考え方についてはどのように今検討されていますか。

○佐藤財政課総括課長 県庁舎に関しては、先ほど御説明もありましたが、令和7年度から基本構想、基本計画を策定する中で財源確保についても考えていくのですが、財政課として現時点で考えていること、以前お答えしたかもしれませんが、一部建て替えの場合、400億円程度見込まれるということで、他県では基金等、御指摘のとおりあります。他県ではあります。

それで、ちょっと話が飛ぶのですが、財政目標は令和10年度に収支ギャップゼロというのを考えていまして、収支ギャップゼロになるとそこで浮くというか、余裕も出てきますので、そういったところも踏まえながら初期費用の財源確保にもつなげていくということを考えております。

○岩間管財課総括課長 財政課総括課長から今県庁舎基金の話がありました。私のほうから、公共施設等総合管理計画と基金との関わりということでお話をさせていただきたいと思います。

今掲げている四つの財政目標の中に、県民1人当たりの負担額を1万2,000円という水準に保つという目標がございまして、本会議でも知事から答弁させていただきましたけれども、実際その1万2,000円の達成というのがかなり厳しくなっているというのが事実です。物価が上がっていますし、人口も減っているのですから、両方が効いていて厳しいということになるのですけれども、公共施設等整備基金を積んだ時点では、仮にそれが耐えられなくなるといっても、1万2,000円を超えてくるような事態が現実的になった時点で、そういった基金を使いながら財政運営していくのが現実的かと考えていたのですけれども、今、来年11月の改定に向けて作業していますので、その中で基金をどういった形で使うのか、あるいは積み増しが必要なのかどうかということも議論していきたいと考えているとこ

ろです。

○**岩淵誠委員** 大変重い答弁というふうに私も聞きました。聖域なきというふうな。実際に今、毎年の経費が1.4倍になっていますから、はっきり言うと、基金の積立額がこれぐらいではすぐ吹っ飛びますよという額なので、これは大変だろうと思っています。いずれ次の財政見通しの中で、こういったところは本格的に出てくると思いますし、決算剰余金の法定の積み立てがあるのですけれども、それ以外の2月のまさに計数整理のときにどういう考え方でこれをやっていくのかというのは、財政課のみならず全庁的な財政運営上も大きな課題だと思いますので、これは指摘をしておきます。

財政にも関わる話で、本会議でもさわりだけやったのですが、人口構成が非常に大きく変わってきているという事実を指摘しました。改めてお伺いいたします。本県の高齢人口の推移、65歳以上の人口推移、そして75歳以上の人口推移、これは現状どうなっていますか。

○**金森調査統計課総括課長** まず、本県の65歳以上の人口の推移でございますが、県の人口移動報告年報によりますと、2021年10月1日現在の40万5,793人をピークに減少に転じておりまして、2024年10月1日現在では40万2,129人となっております。

次に、75歳以上の人口の推移でございますが、同じく県の年報によりますと、2020年から2021年にかけては減少しましたが、以降は増加しておりまして、2024年10月1日現在では22万3,636人となっている状況です。

○**岩淵誠委員** 詳細にありがとうございます。実は、この65歳以上人口については、国立社会保障・人口問題研究所は、2025年にピークアウトするという予測を立てておりました。これが4年前倒しになっているということです。これは、九州地方、四国地方、それから新潟県、それから北東北地方とか、山形県とか、同じような傾向で早まっているはずなのですが、この早まった原因というのはどのように見ているか。

同時に、75歳以上の推計については、これも国立社会保障・人口問題研究所は2030年にピークアウトするという予測をしています。ただ、今の65歳以上がピークアウトしているという現状を鑑みれば、これも多分前倒しでピークアウトするのではないかと思っているのですが、推計も含めて、どのような分析をされているかお示してください。

○**金森調査統計課総括課長** 国立社会保障・人口問題研究所の地域別の将来推計につきましては、人口の変動要因であります将来の出生、死亡、地域間の移動についての仮定を設けまして、これらに基づきまして将来の人口規模、人口構造の推移について推計を行っているものでございます。

実際の実績値との差が生じる要因はさまざまありますが、例えば国立社会保障・人口問題研究所では、死亡数を9パターン推計しているのですが、その中で最もよく使われている推計で見ますと、こちら全国数値になりますが、2023年の死亡数の推計につきましては149万人と推計しているのですが、厚生労働省の人口動態統計によりますと、実績では約159万人となっております。実際の死亡数が推計値を上回っている

という状況でございます。こうした将来推計の死亡数を実際の死亡数が上回っているということが要因と考えております。

また、75歳以上の将来推計についても、現在国立社会保障・人口問題研究所では2030年がピークと分析しておりますが、今申し上げましたとおり、今後も推計値を実際の死亡数が大きく上回る場合などにおきましては、そのピークが前倒しになる可能性もあると考えております。

○岩渕誠委員 わかりました。大切なのは、既に65歳以上の人口は減ってきている、75歳以上についても、この死亡率でいけば、前倒しになるということです。

そこで出てくるのは、財政あるいは各種施策についての問題点であります。例えば社会保障費、65歳以上の社会保障費というのは、岩手県の国民健康保険だったか、これだと大体1人当たり48万円ぐらいなのです。これが75歳以上になると76万円になるのです。それでも全国平均、後期高齢者の場合は94万円ぐらいが全国平均で、岩手県の76万円というのは、これは下から2番目ぐらいなのです。非常に抑制をされてやっているということなのですが、いずれにせよ現役世代よりも、社会保障費のところで今使われている部分が相対的に下がってくるだろうと思われまます。

一方で、全国的に見ると、そのように高齢人口が下がってくる基調になっているところと、それから東京都などの大都市圏ではまだまだふえている。これは、2050年と2040年にピークアウトするという、国立社会保障・人口問題研究所ですが、これはもしかしたら後ろ倒しになる可能性があるということです。

そうすると、社会保障費の使い方についても、国内で二極化が出てくる可能性があるし、そもそも財政上の力点が変わってくる可能性があるとは私と考えております。県は、どのように分析をして、今後想定をされているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○本多政策企画課総括課長 今高齢人口の構造の変化についての御質問をいただいたと思ひますけれども、少子高齢化の中で、高齢人口の減少によりまして、まず全体として施策への影響としては、県民所得の総額の減少、消費支出の減少の可能性があると考えております。

また、岩渕誠委員御指摘のとおり、医療、介護需要の変化、これを短期的に見れば、後期高齢者人口の増加によりましてふえたり、あとは超長期的な視点でいきますと、高齢人口の減少によりまして社会保障費も減少することも想定される中で、例えば施策への影響としては、今まで高齢者の働いている人でありまして、あとは地域コミュニティの中で区長だったり、民生委員だったりとか、そういった担い手として活躍している方が減少していく。さらに、高齢人口のピークは、岩渕誠委員御指摘のとおり都市部と地方とで異なることによりまして、これから多分都市部でも医療、介護人材のニーズはすごく高まってくる中で、地方における医療、介護人材の不足が懸念されると考えております。

そうした中で、県といたしましても、全国知事会を通しまして、例えば東京圏などのようにピークが遅れてくる地域のほうに社会保障費等の公的資金が集中することで、所得、

消費の都会地方間格差、医療、介護サービスの供給格差が拡大する可能性がありますので、持続可能な行政サービスを提供できるように、地域間格差が過度に生じないように、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築や、医療、介護保険制度の安定的な運営といったことについて要望を行っているところでございます。

○佐藤財政課総括課長 岩渕誠委員から御指摘がありました人口については、行政サービスの根幹で、交付税等もそれに基づいていますので、大変貴重な御指摘だと思っています。

現状ですが、高齢人口については、国立社会保障・人口問題研究所の推計でも増加する見通しということですので、増加していくものと見込んでいるところですが、そういった御指摘も踏まえて考えていかなければいけないと思っていますし、財政上の課題としては、新しい地域医療構想が、県で言うと2026年度に各都道府県で策定することとなっておりますので、そこで85歳以上人口の増加等を踏まえてつくるというようなことを考えていますので、岩渕誠委員御指摘の65歳、75歳以上の人口の減少、それからそういった構想も踏まえて財政需要を考えていかなければいけないと思っています。

○岩渕誠委員 今の考えは、よくわかりました。若者とか女性の流出の問題がクローズアップされているのですけれども、でも多分これ同じぐらいに高齢人口の部分は注視をしていかないと、これは経済力とか税収とか、さらなる格差、そして今実際70歳ぐらいまで稼いでくださいという中で、65歳以上が減っているということは、どんどん、どんどんまた働き手がいなくなるということもありますから、そういう面で見ると社会構造は大変です。

なおかつ二極化しているというのが一番の問題で、特に社会保障費でいくと、今社会保障費は消費税でやっています。これは、応益税なわけだ。ところが、社会保障費というのは、本来は応能負担でやっている話だから、ちょっと合わないのです。

何が言いたいかという、地方の税収、地方の人が東京圏のためにお金をたくさん払うような仕組みになるというのは、今消費税で社会保障費をやるということだから、これ本当に正しいのかどうか。例えばそれはそれで、しょうがないとしても、ではその分で、地方分権で税源として、財源としてどうするのだという、イコールのトータルの議論が今ないと私は思っています。それはまさに地方分権の観点からきちんとやっていかないと、高齢者人口の変化ということには対応できないのではないかと考えております。この辺は、やはり全国知事会としての視点、やっていると思いますけれども、さらにアクセルを踏んでいかないと、これは社会構造と税の負担ということからいくと、非常にアンバランスなことになってくると思うのですが、この辺いかがでしょうか。

○小野政策企画部長 今岩渕誠委員から御指摘いただきましたように、まずは人口減少対策といったことで、特に出生についてクローズアップして、我々も取り組んでいるところですが、やはり中長期的な観点から見ますと、老年人口、この推移というものもあわせて重要と考えております。

実は、東京圏においては、やはりかなり危機感を持っているようでして、増田寛也前知事を座長にする日本創成会議でも、これはちょっと古いのですけれども、東京圏高齢化危

機回避戦略といったものを、2015年に報告がなされております。また、有識者の藻谷浩介さんによりますと、やはり重要なのは高齢化率ではなく、高齢者の絶対数の増減であるといったことで、特に首都圏を中心とした大都市圏こそが現下の高齢化、老年人口増減の主戦場であり、医療福祉体制の崩壊、自治体財政の圧迫は、むしろ大都市圏においてこそ深刻化するというような指摘を、エコノミストという雑誌の中でしております。

そういったこともありまして、さきほど岩淵誠委員からお話がありました地方対大都市圏あるいは東京圏、こういった構図が描かれかねない状況といったこともありますので、やはりここは地方財政全体に対する影響、そして地方対大都市といったことについても考えながら、全国知事会でございますので、今年の夏も、東京都と地方の対立といった構図になってきた面もあるのですけれども、これはそういった地域対地域ではなくて、国全体としてどのように考えていくかという極めて重要な課題と考えておりますので、先ほど御指摘いただきました中長期的な観点に立って、地方分権のあり方あるいは地方財政のあり方、これを考えていくように、我々も場面、場面で、全国知事会の中で意見できるようにしっかり議論してまいりたいと考えます。

○岩淵誠委員 既に首都圏は、若者、女性、そして出生率にとってのブラックホールになっているということは皆さん存じていると思います。これが今後消費であったり、今指摘がありましたけれども、介護であったり、いわゆる社会保障の関係でもブラックホール化するということは、まさに国益を損なうところであって、そういう観点からも分権をしていかないと駄目だということ、ぜひ強く訴えていただきたいと思います。

この流れで聞きますが、高校授業料の無償化というのも今、政治課題、この前決着をしたことになっていますが、世の中の人にはよくわかっていないのですが、実質無償化になっていて、ここをどれぐらいはみ出すかという話なわけですか。

それで、聞きますが、現在の県内における高校の授業料実質無償化、これは大体どれぐらいの人が無償化になっているか、わかればお示しいただきたい。

○佐藤財政課総括課長 令和5年度の実績になりますけれども、公立高校で対象者が大体1万9,000人程度、それから私立高校で6,000人程度が対象となっているようです。

○岩淵誠委員 対象の生徒は、そのぐらいいるのはわかっている。その上で、実際に実質無償化になっている人はどれぐらいのパーセントか。

では、私言います。高校の就学支援対象分で通常のやつは、これは84%ぐらいが対象、それから就学支援でやっていると、学び直しとか。それから、東日本大震災津波の関係で減免対象分というのは0.4%いて、大体85%ぐらいが高校の授業料の無償化、これは公立高校。私立高校も大体同じぐらいになっているというのが実態であります。

ここから今度所得制限が撤廃をされて、いろいろなことが出てくるわけですが、これの影響について県はどのように捉えていますか。

○佐藤財政課総括課長 報道ベースで言われているところによると、まず先行措置として令和7年度分については、今910万円の所得制限がありますが、それを全世帯を対象とす

る支援。次に、令和8年度からは、私立高校の部分を45万7,000円に引き上げるというのがありまして、まず令和7年度の分については5億円程度、それから令和8年度から開始される分については、私立分が8.5億円程度、なので令和8年度には合計で13.5億円程度の影響があると見込んでいます。

○岩淵誠委員 これは、財源振替で予算上は対応すると思いますから、計数整理の分で補正が出てくるのだと思いますけれども。

問題は、私学の45万円何がしに上げるというところ、これは恐らく授業料全体としては全部カバーしますね、カバーすると考えて、これはどのように影響を見ていますか。

○村上ふるさと振興部長 県内の私立学校の授業料ですけれども、基本的には全校、今度の制度の見直しによる年45万7,000円の範囲内に収まっておりますので、新しい制度が出ますと私立学校の授業料は実質無償化になると考えております。

○岩淵誠委員 それから、県独自でやっている、世帯年収が590万円以上相当から620万円未満相当までの世帯を対象とした私立学校の授業料の減免があります。これは財源負担が減るということですよ。

○村上ふるさと振興部長 そうです。

○岩淵誠委員 これはこれで、いわゆる機会均等、そして保護者の負担軽減という観点ではとてもいいことだと思いますが、一方で、これは国税でやることになります。そうすると、さっきの議論と同じで、恐らく首都圏の私立高校に対して、お金が財政上はかなり突っ込まれるわけです、今まで以上に。そうすると、やはり国税でありますから、一旦県に入れるのだと思うけれども、そうすると、さっき言ったように、地方で払っているお金が大分東京圏に吸い取られるのではないかという側面も議論として本当はあってほしかった。だから、それはしょうがないのだけれども、ではその分教育費で、今高校で財政措置が80%しか来ないという現実が岩手県ではあります。例えばそういうところを解消しようとか、そういうトータルの議論がこの3党合意では全くかけられないわけです。

私はやはり、就学支援とかそういうところはいいのだけれども、ではそのことによって地方の側面からすると、国税を投入するということは、国民1人当たり同じ負担の中でどこに金が、力点が置かれるのかと、だとすれば、地方をどうするのだという議論をやってもらわないと困ると思っています。だから、この部分はもっと熟議でやってもらわなければいけないと私は思うわけでありまして。感想があればお伺いします。

○佐藤財政課総括課長 岩淵誠委員御指摘のとおり、確かにそういう側面はあるかと今感じました。いずれ団体間の財政力格差も今ある中で、さらに都市圏というか、そちらのほうに財源が流れていくということは、我々地方としては厳しいところですので、財源、交付税ですね、財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されること、それからもっと大きな視点というものも国に訴えていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 最後にします。御意見を申し上げますが、いずれこれはいい面と悪い面、両方あって、いい面はやはり、何度も言うように就学支援という観点ではいい。ところが、

どうしても対象になる人たち、それからそれを払う人たちというところで、極めてアンバランスになる。そこを是正するのが本来は政治の仕組みであろうと思いますし、やはりここに問題点を感じている地方があるということであれば、これはきちんと是正をして、地方にとってもいい制度にしてもらわないと、これは国の全体の再分配という観点からいびつなものになりますから、そういう観点でぜひ頭に入れて対応していただきたいと思います。終わります。

○千葉秀幸委員長 この際、及川参事官兼交通企画課長より発言を求められておりますので、これを許します。

○及川参事官兼交通企画課長 先ほど高橋はじめ委員から御質問がありました自転車の飲酒運転の検挙件数であります。令和6年中が20件、令和7年1月中は4件検挙しているところであります。道路交通法が改正されたわけですが、この周知を図るためには、各種交通安全講話、街頭での広報啓発活動、指導取り締りを通じて、自転車も車両であるというところをきちんと認識させた上で、飲酒運転は絶対駄目だというところで指導を徹底してまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員長 一旦休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 再開いたします。

○佐々木朋和委員 この際、いわての学び希望基金についてお聞きしたいと思います。

令和6年度も差し迫ってまいりましたが、本年度の寄附の状況、また平年との比較、減少傾向なのか、横ばいなのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 いわての学び希望基金の今年度の寄附の状況でございます。令和6年12月末現在でございますけれども、寄附件数としては487件、寄附金額は5,800万円余となっております。

昨年度との比較でございますけれども、昨年度と同じ時期と比較しますと、件数としては約20%減となっております。金額としては約30%減少となっております。

○佐々木朋和委員 やはり東日本大震災津波から年数もたつ中で減少傾向ということで、今そのあり方というか、目的について、あるいは事業の拡充について考えていらっしゃるというところだと思います。令和7年度の前半ぐらいにという話も出ておりましたけれども、どういったところに目的を伸ばしていこうとされているのか、そういった部分についての現状の検討の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 現状の検討の状況でございます。従前より御説明しておりますとおり、子供たちを取り巻く環境、現場のニーズの変化、こういったものに対応できるよう、これまで御寄附をいただいた方々に、新たな支援の活用の可能性について、この夏頃を中心に御意見を伺ったところでございます。現在御寄附をいただいた方々の意見を取りまとめて、その結果を踏まえて、支給拡大等の方向性、また新たに対象とする取り組み

などについて、教育委員会また保健福祉部等の関係部局との意見交換を行いながら、調整を進めている状況であります。

○佐々木朋和委員 今回の段階では、その中身についてはどういったところをございましょうか。可能性とか、どういったような意見が出てきていて、確定的ではなくても、どのような可能性で目的の拡充について考えていらっしゃるのか、そういったところが、お話しできることがあれば、御披露いただきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 寄附者の意見聴取の内容でございます。今回現行の遺児、孤児を中心とした、沿岸被災地の児童生徒を対象とした事業の内容の拡大と、それから被災地に限らない対象児童生徒の拡大、この二つの観点で意向を確認したところでございます。

沿岸部の生徒を対象とした事業の拡大につきましては、心のケアなど子供たちへの直接的な支援に充てるということを希望する声が多い傾向でございました。また、内陸部の子供たちへの対象拡大ということについては、おおむね賛成という御意見が多かったのですが、その中では特に震災教育の伝承、発信について、内陸部も対象としてもよいのではないかというような御意見が多い傾向にございました。やはり東日本大震災津波による沿岸地域との関わり等を踏まえた御意見も多かったというところでもございます。こういったことを踏まえて、関係部局とも慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 大変貴重な情報、ありがとうございます。ぜひ検討を進めていただきたいと思いますが、令和7年度についてのタイムスケジュール的なところ、議会への報告であったり、あるいはパブリックコメントも行う予定になっているのか、そういったところももし決まっているのであれば教えていただければと思います。

○森田復興推進課総括課長 ただいま申し上げたとおり、年度内は関係部局との調整、また検討のほうを進めてまいりたいと思っております。来年度の前半にはその方向性をお示しできるように進めてまいりたいと考えております。

ただいまお話がありましたパブリックコメントについては、その要旨等も含めて検討していきたいと思っております。後半に、それを踏まえて、条例等、法令の改正等が必要であるかどうかということも含めて手続を進めて、令和8年度には拡大した内容での事業推進というものも図っていけるようにと考えております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、JRローカル線活性化対策事業費についてお伺いをしたいと思います。令和6年度、本年度の実績と令和7年度の方向性について、まず教えていただきたいと思ひます。

○中嶋地方路線対策監 JRローカル線活性化対策事業費についてでございますけれども、県では令和5年度に沿線自治体や利用促進協議会等が実施する利用促進事業に対する補助制度を創設し、利用促進の取り組みを推進しているところでございます。

令和5年度につきましては、これまでに沿線住民を対象としたシンポジウムの開催、定期券、回数券の購入支援や団体利用の支援、沿線の地域資源を生かしたモデルツアーの実施、沿線の魅力を紹介するテレビ番組の作成、サイクルトレインの実証事業など、幅広い

取り組みが展開されているところでございます。

そして、令和7年度に向けましては、現在沿線自治体の路線ごとの会議ですとか、利用促進協議会、そういった場におきまして来年度の方向性や利用促進策を検討しているところでございます。

県といたしましては、来年度の当初予算に沿線自治体等への助成額につきましては、同額の予算を盛り込んでいるところでございます。引き続き、沿線自治体と連携し、路線の維持に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

**○佐々木朋和委員** ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、県が沿線自治体とタッグを組んでJRローカル線の利活用に向けて応援をしているということ、評価をさせていただきたいと思います。

一方で、JR東日本もダイヤの改正があるわけでもございまして、我が大船渡線もダイヤの改正があって、その中で終電がちょっと早くなってしまったというようなこともあって、言葉を選ばなければいけないのですが、率直なところを言えば、そうやって利活用を考えているのに、そのようになってしまうのだというがっかりする声を聞くところもございませう。また、工事の時期も、繁忙期を外してくれないのかなというような声があったりとか、そういったところもある中で、やはり利活用について取り組んでいるのであれば、JR東日本に県としても申入れをしていくことも必要かと思っております。

先日、県立千厩高校で、JR大船渡線に大変詳しい生徒さんが発表する機会がございまして、非常に私も感銘を受けたのですが、その中で、千厩高校生がJR線を使わなくなっていると、そういったことをどうしたら自らJR大船渡線を使って通学していくのかということで研究発表したのです。そういった中で、やはりダイヤがテスト期間になると全く使えなくなってしまうと、テスト期間になると帰り際に2時間も3時間待ってしまうといった話がございました。せっかく生徒さんがそのように自ら利活用していかなければいけないということで考えていただくのですけれども、それに合ったダイヤになっていない。そういった部分はぜひ県としても酌み取って、沿線自治体も県も応援をするけれども、JR東日本としてもそういった部分を配慮していただきたいと言っていくことも必要なのではないかと思うのですけれども、JR東日本への働きかけについてどのようなことを今行っているのか。また、今後の方向性について、所感をいただければと思います。

**○中嶋地方路線対策監** 今佐々木朋和委員から御指摘のありました工事といいますのは、線路の保守工事、今まで夜間にやっていたものを働き方改革ということで、昼間に一部のダイヤを止めて行うということでございますけれども、こちらに対しましては、県といたしましても、観光関係者等に影響がないように、十分に地元の同意を得てやっていただきたいということは再三申し入れているというところでございます。

それから、ダイヤを含めました利便性の向上ということにつきましては、毎年1回市町村の意見を取りまとめまして、県としてJR東日本に要望を行って、その回答を得て、また話合いを行っていくというようなことをやっているところでございますので、今後やは

りそういった地元のきめ細かい意見をきちんと市町村と一緒に吸い上げて、JR東日本には伝えて、要望していきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 ダイヤについての意見を取りまとめていただいているというのは承知しております。ありがとうございます。一方で、時期的なところ、もっと早い時期から声を集めて動くべきではないのかと感ずるところでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、令和6年度の政策評価等の政策等への反映状況についてお伺ひしたいと思ひます。二つ出しておりましたが、一気にお聞きしたいと思ひます。制度・組織体制の見直しや創設した新規事業、主なものをお示しいただきたいのと、制度・組織体制を見直した、あるいは創設をした理由を含めてお示しいただきたいと思ひます。

また、政策のスクラップ・アンド・ビルドが今年度は昨年度と比べてどのようになっているのか、比較もあわせて伺ひたいと思ひます。

また、同じことを事務事業評価結果の反映状況についても、廃止・休止及び新規事業を創設した主なもの、またその理由も含めてお示しいただきたいと思ひますし、前年度との比較もお示しいただきたいと思ひます。

○菊池評価課長 政策評価結果を踏まえた制度・組織体制の見直しについてであります、前年度比4件増の13件となっておりますところでございます。制度の見直しの主な内容としましては、例えば自然環境分野でございますが、環境施策のさらなる展開のために、国の第6次環境基本計画や関連施策の実施状況等を踏まえまして、岩手県環境基本計画の見直しを行うこととしております。

また、組織体制の見直しといたしましては、家族・子育て分野におきまして、児童虐待の早期発見、早期介入による予防的支援体制の強化に向けまして、特命課長を設置することとしております。

また、政策推進プラン構成事業のうち、新規事業の創設でございますが、前年度比17事業減の43事業となっております。その主な事業といたしましては、例えば健康・余暇分野では、県民の安心を確保するとともに、医療機関の負担軽減を図るため、救急安心センター事業運営費を創設しまして、医療機関の受診や救急車の要請に迷う場合の電話相談窓口#7119を設置することとしております。

次に、スクラップ・アンド・ビルド、事務事業の関係でございます。事務事業評価結果を踏まえました政策推進プラン構成事業及びその他の事業を含めました政策的な事業についてでございますが、廃止・休止が前年度比11事業増の45事業となっております。例えば居住環境・コミュニティ分野の短期滞在型人材確保推進事業費でございますが、これは県以外の市町村ですとか団体において、働き方や暮らしの体験事業の実施が広がってきているということで、県として一定の役割を果たしたということで事業を廃止することとしております。

また、仕事・収入分野におきましては、農業共同利用施設省エネルギー化緊急対策事業

費補助というものがございいますが、照明施設のLED化が進んだということで事業を廃止することとしております。

こちら事務事業評価を踏まえた新規事業の創設としましては、前年度比9事業減の58事業となっております。主な事業としては、先ほど御答弁した事業のほか、安全分野では、令和6年4月に施行した犯罪被害者等支援条例の趣旨を踏まえまして、犯罪被害者等支援推進事業費を創設しまして、国や県、市町村等が連携して支援するためのコーディネーターの設置などに取り組むこととしているところでございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。中身については、各部局審査等でさせていただきたいと思っておりますけれども、印象として、一面的かもしれませんが、廃止・休止が昨年度と比べて増の割に新規事業は減ということで、厳しい状況だと感じた次第でございました。ありがとうございます。終わります。

○千葉秀幸委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉秀幸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ハクセル美穂子委員 私からは、男性職員の育児休業取得状況と、それから時短勤務等の活用について伺いたいと思います。

知事部局並びに岩手県警察における男性職員の育児休業取得率の今の状況について伺います。

また、育児に係る時短勤務や部分休業などの制度の活用状況についてもあわせて伺います。

○内城参事兼人事課総括課長 まず、知事部局の状況について御説明いたします。

知事部局を含む特定事業主行動計画の対象部局で御説明申し上げますが、令和6年度の男性職員の育児休業取得率は、12月末時点で83.8%となっております。

次に、男性職員のいわゆる時短勤務の活用状況ということでございますが、1日2時間まで休むことができる部分休業につきまして、こちらは収入に影響するというのもございまして、昨年度知事部局では1名取得したというところでございます。この部分休業以外にも収入に影響しない制度が幾つかございまして、例えば1日2時間有給で休むことができる保育時間休暇と、これは休暇でございまして、こちらについては12月末時点で26名、それから純粋な意味で時短ではございませんが、1日単位で勤務時間を柔軟に調整できるフレックスタイム、こちらにつきまして17名の男性職員に利用されておまして、こういった育児支援の各種制度を利用されているところでございます。

○前川参事官兼警務課長 県警察における令和6年度の男性職員の育児休業の取得状況でございまして、取得率は本年1月末現在で91.4%となっております。

また、男性職員の時短勤務等の活用状況についてであります。令和5年度につきましては利用実績はございませんでしたが、令和6年度につきましては育児に係る部分休業制

度につき2名が利用しています。

○**ハクセル美穂子委員** ありがとうございます。女性職員の方々に、実際出産されたりした方々だと、育児休業、丸々休む以外の勤務のやり方というのも、結構いろいろ調べたりしながら、家庭の状況に合わせて取るというのも当たり前というか、出産する前に確認しておく事項なのですけれども、男性職員の方々はなかなか制度に対する周知も、でも知事部局に関しては保育休暇とかフレックスも26名、17名ということであれなのですけれども、こういった部分をさらに周知していく必要があると思っていました。

県警察の方々については、部分休業はまだ進んでいない部分もあるということで、この間、県政調査会で産後鬱の勉強をしましたところ、男性も産後鬱があるということ産後鬱の専門家の先生がおっしゃっていて、女性の場合はホルモンのバランスなのですけれども、男性の場合は適応障害のように、今まで仕事をすごくしてきて、ぱっと休むと、どうしたらいいかわからなくて鬱になるというケースが今ふえてきているということを勉強いたしました。

同様に、これからお子さんができた方とか若い職員の方とか、男性職員の方からも、知事部局ではなくて、これは県警察だったのですけれども、ずっと休むのではなくて、勤務が交代制の勤務とかだと、どうしても職場の方々に負担をかけてしまっているという気持ちがあって、それがすごく休みづらさにつながって、こういうことが男性の鬱につながるのかと私も思ったので、家庭の中で両立できるのであれば、部分休業とか、そういった制度もあるのだということ周知して、男性も女性も同様な形で育児に携わりながら、仕事との両立を図るという制度を周知して、活用していただけたらいいのではないかと思います。今回質問をいたしました。

これについては、今後の取り組みになるのですけれども、今後はさらに男性の育児休業とか、さまざまな制度の取得のために、こういった取り組みを考えているのかについてもあわせて伺いたいと思います。両部局をお願いします。

○**内城参事兼人事課総括課長** 男性の育児休業につきましては、かなり順調に伸びてきているところでございますが、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、育児休業明けの働き方につきましてはまだまだ、さまざまな制度がある中で利用がまだ低調というところもあるかと考えております。

我々といたしましては、さまざまハンドブックや研修の場を通じて、こういった制度について周知を図っておりますし、また経験者の体験を聞くセミナーみたいなものを設けまして、そういった場で育児の苦勞であるとか、その後の働き方をどうやってきたかといった体験談を聞くような機会も設けさせていただいているところでございます。

引き続き、私たちとしては制度の拡充もやりますけれども、あわせてそういった制度の周知といったところにも意を配ってまいりたいと考えております。

○**前川参事官兼警務課長** 県警察の取り組みでございます。先ほど部分休業2名ということでしたが、さらに早出、遅出をしている男性職員が2名おります。

今後の取り組みということでございますが、県警察におきましては、男性職員を含めた全ての職員につきまして、各種休暇、休業制度の周知、人事面での配慮等工夫した組織的支援を進めてきたところでございます。特に妊娠した女性職員、それから配偶者が妊娠した男性職員に対しましては、幹部職員による面談を実施しております。この面談の際に、仕事と育児の両立を支援する各種制度を示した手引きを手交しておりまして、制度を柔軟に利用するよう推奨しているところでございます。

今後につきましては、これまでの取り組みをさらに充実させるということと、制度を必要としている職員、それから制度を利用できる対象でありながらこれまで利用してこなかった職員、また将来に制度を利用する可能性のある若手職員、こういった職員を対象に個々人のワークライフバランスに資する制度の利用促進に向けたプッシュ型の取り組みを推進していきたいと考えております。

また、実際に利用した職員の体験を聞く機会を設けるなどしまして、より積極的な周知、制度活用への理解を深めるということで、働きやすい職場環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 御答弁ありがとうございました。知事部局においても、県警察でも、いろいろと工夫しながらやっていくというような御答弁をいただいたので、ぜひやっていただきたいですし、実際に子供を授かって最初のときは一番何もわからないときで、先輩の方のお話とかが本当に大切だと思いますので、メンター制もあるので、男性メンターが今度出産、育児に携わる男性職員の方々に、こういうのもあったとか、自分のときは使えなかったけれども、これは実は使いやすかったのではないかと後で思ったとか、そういったのもぜひ共有していただいて、若手の職員が育児、出産の際に鬱になったりということがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。お願ひをして終わりたいと思います。

○**はぎの幸弘委員** まず、県庁舎の在り方に関する報告書について、先ほど御説明を受けた点で、確認も含めて何点か質問します。以前にももしかすると説明をいただいているかもしれませんが、その場合は復習ということで聞きたいのですけれども、パブリックコメントの件で、資料には昨年12月から1月にかけて1か月間、パブリックコメントを実施したということなのですが、どういった方法で実施したのか、もう一度確認します。

○**岩間管財課総括課長** 他の県施策のパブリックコメントと同様に、基本的にはホームページで周知をしまして、その期間、1か月程度ですけれども、期間と様式、そういったものをホームページに掲載させていただいて、パブリックコメントを募りました。なおかつ、そのパブリックコメントを開始したことを県政記者クラブの各社に情報提供しまして、報道等でも取り上げられたところでございます。

○**はぎの幸弘委員** 県庁舎という、まず岩手県民にとってはシンボリックな建物が改修あるいは建て替えの渦中にあるということで、その割に2人で4件というのがどうにも引っかけまして、もうちょっと多くのコメントが取れなかったのかと思うのですけれども、

その辺はどのように捉えていますでしょうか。

○岩間管財課総括課長 正直2名の方から4件の意見というところは、はぎの幸弘委員がおっしゃるとおり、多いか少ないかと言われれば、少ないだろうと考えています。

ただ一方、かなり今回報告書の内容が、実際報告書本体が70ページ近い報告書でして、パブリックコメントされた方の素性は、詳しくは存じ上げませんが、見ていただくとかなり専門の方ではないかと思われるような提案の内容なのです。

令和7年度、令和8年度基本構想、基本計画というものをつくっていきますけれども、より専門性を高めるという検討の方向だけではなくて、パブリックコメントなのか、ワークショップなのかわかりませんが、県民、市民参画の機運、機会をつくれるような形で基本構想の策定を来年度以降進めてまいりたいと、そこで県民の皆様からの意見を集められるような仕組みをつくりたいと考えております。

○はぎの幸弘委員 ということは、私はこれが最終案ということだったので、これでパブリックコメントを実施するのは最後かと思ったら、まだまだ続くという判断でよろしいのでしょうか。

○岩間管財課総括課長 今回岩手県庁舎の在り方報告書に関するパブリックコメントということでございまして、今後例えば基本構想、基本構想は具体的にどういうものかというところ、規模はこういうぐらいのものになります、こういうスペースを設けます、こういう機能を付加します、ありていに言えば、例えば外壁の色はこんな感じですか、いろいろな構想が出てくるのですけれども、その段階でまたもう一度、今は在り方報告書なので、耐震性の中身ですか、改修しなければいけないというようなことを主に訴えて、中のページを見ていただくとわかるのですけれども、地震動に対する反応がどうのこうのとか結構理系の内容なのです。そういうものから、より皆さんから親しみを持っていただけるような建物、機能のイメージということに今度検討が移っていきますので、その段階で、また改めてパブリックコメントなり、ワークショップなりという形で意見を聴取します。

○はぎの幸弘委員 わかりました。人口減少というのが、今回の一般質問もしかり、毎回毎回取り上げられているところで、せっかくですから、この県庁舎の更新をちょっとイベント化して、もっとわくわくするような県民の意見を、例えばですけども、幼稚園、保育園児からお年寄りまで、老若男女広く募って、夢のあるものを提案してもらって、賞品を出すとか、何かイベント化することで、もっと岩手県民もそうですし、県外の方にも注目度を上げてやることで人口減少対策にも、ちょっと話が大きくなりましたけれども、寄与するような形でやってみたらどうなのか。

確かに今、岩間管財課総括課長御指摘のとおり、2名、4件の意見も結構専門的というか、これは私のような素人ではない人だという感じはしますから、もっと素人の方も含めてやっていただく。もう一回コメントを広く取らないと、何か形だけ取ったという感じの印象も受けかねませんので、ぜひそういうことを、今考えているとおっしゃいましたので答弁は求めませんが、私も同じ気持ちであります。よろしくお願いします。

先ほども出ましたけれども、盛岡市の内丸プランとの兼ね合いも出てくると思うのですけれども、今後に向けて、そういったところは盛岡市と一緒に協議する可能性も、今の段階でいいですが、あるのか、ないのか、それともまだ全く未知なのか、その辺はどうなのでしょう。

○岩間管財課総括課長 県庁舎と市庁舎、内丸プランの中で、やはり相当重要な位置を占める建物だということは間違いないわけで、今も実際事務レベルではかなり情報交換をしながら行っています。ただ、今非公開の有識者懇談会で、この中身というのを取りまとめている関係もあって、その中でこういう議論が出ています、ああいう議論が出ていますというところまでまだ共有ができていないのです。本当は盛岡市の市庁舎が果たす機能、県庁舎が果たす機能というのが、重複するものをつくっても意味がないですし、お互いに補完するもの、統合するものみたいなものは打ち合せていかなければいけないと思っていますので、来年度以降、基本構想の段階では、盛岡市の意見がある程度入れられるような仕組みはどういうものがあるのかを検討していきたいと思っています。

ただ、全く情報交換していないというわけではなくて、この報告書の中身などは市役所の担当部と意見交換しております。

○はぎの幸弘委員 アメリカとウクライナではないですけども、駆け引きもあるかもしれませんから、これ以上は質問しませんけれども、何とか市民、県民にとって納得できるような形で、両方がうまく落としどころに入れればいいという気はしていますので、ぜひ今後の情報をお待ちしています。

次に、先ほども警察の損害賠償事案でお話もいただいていた部分とかぶるかもしれませんがけれども、私も今年の9月で任期折り返しということで、今までも、今回の一般質問でも、斉藤信議員が取り上げていた自死案件も含めて、今日の話もそうですけれども、私が県議会議員の立場をいただく前のお話なものですから、私としては、そういうことあったのだということで、毎回びっくりしつつも、素朴な疑問として、この後もこういう話が出るのだろうかということをごく不安に思っています。

そこで、過去の、要するに私が県議会議員になる前の事案として、損害賠償案件がまだ結審していないとか、まだ現在進行形だというような案件があるのか、ないのか、まずその部分を確認いたします。

○小野寺監察課長 職員の非違事案に関して損害賠償請求を受けている事案の有無についてであります。現時点において、先ほど御審議をいただいた議案第104号に関するもののほかに、県に賠償請求または請求が予定されているものはございません。

○はぎの幸弘委員 安心しました。

これまでの不祥事について、先ほど説明がありました再発防止対策をしっかりと取っておられるようですけれども、今回話が出たこと、あるいは自死案件の以前にももしあったとすれば、そういったことの再発防止策というのはしっかり今も徹底されているということで判断してよろしいのか、伺います。

○小野寺監察課長 県警察における非違事案防止対策についてであります。警察本部の監察課では、各所属を対象とした監察ですとか、業務指導、適正な業務推進や補正力を高めるための職務倫理教養資料の開発、警察署長会議を初めとする各種会議や研修会での指示、教養を実施しております。

また、各所属においても、非違事案の実例を素材としたグループ検討や、非違事案の兆候や早期把握方法に関する研修を実施するなどしているところであります。

しかしながら、これらの指導、教養によっても、職員の中には、その内容を自分事として捉えたり考えたりすることなく、自分がその当事者になることはないという他人事として聞き流してしまう者もおりまして、非違事案を起こした多くの職員がそれを認めている状況から、こうした職員の意識が皆無となるよう、今後とも継続的かつ粘り強く各種防止対策を進めてまいりたいと思います。

○はぎの幸弘委員 先ほどの留置管理課の関係もそうですけれども、結局再発防止策を講じるということで、例えば女性の罪を犯した方には女性の警察官がつくとすると、結局それだけでなく人口減少、人手不足、働き方改革等でやっているのに、ますます業務が煩雑化してしまうということもあるのではないかと、実際ありますし、私なども、例えば一般企業などでも、監督署が入りました、指導されましたという、結局それを守らなければならないから、どんどんルールが細かく煩雑になってくるということで、逆に仕事がやりづらくなるということもあるのですけれども、そういった再発防止策を講じることによって問題点とか課題とかはないのでしょうか。私はあると思うのですけれども、どう捉えておりますか。

○小野寺監察課長 課題や問題点の部分でありますけれども、非違事案の当事者の問題としては、職員が非違事案防止に関する、先ほど言いましたとおり、自分事として受け止めていない、他人事として受け流してしまうような場合は、非常に非違事案のリスクが高くなるということ。

また、防止策を講じる側、組織側の問題としては、他の職員による非違事案の発生に伴って再発防止に必要な指示が、これが先ほど言われたように繰り返されて、新たな手続が加えられるということで、職員によってはそれが負担感となったり、あるいは窮屈感を抱かせて、職員のモチベーションを低下させてしまうおそれがあるということが考えられているところであります。

県警察としましては、これらの問題解決に向けまして、非違事案の当事者が作成した資料を題材としたグループ検討の実施などを通じて、非違事案を自分事として捉えることができる、身につまされる指導、教養の推進、職員が担当業務に関する法令や各種規定をしっかりと理解して、受け身ではなく、自ら意欲的に実施する意識を持てるよう、個々の職員に応じた適切な職場教養の実施などに取り組んでまいりたいと思っております。

○はぎの幸弘委員 まとめに入りますけれども、今こうやって議論している中でも、ほとんどの職員の方は真面目にやられていると思うのです。ですから、そういった方々のモチ

バージョンが下がるのが一番不安だ、心配だと思います。一生懸命真面目にやっているのに、一部のそういった不祥事で全体がそういうふうに見られてしまうというのがやはり不本意だと思います。

ですから、真面目にやっている警察官の方々のメンタル面もそうですし、勤務面でハードになった、体力面もそうかもしれませんが、フォローする体制というのも、要するに厳しくするとか厳密にするだけではなくて、やはりそういったケアも大事だと思うのですけれども、その辺の体制というのは大丈夫なのでしょうか。

○小野寺監察課長 はぎの幸弘委員御指摘のとおり、非違事案が発生してしまいますと、全国各地、県内はもとより厳しい批判をいただくというところで、真面目に職務執行している職員がそのような対応をした場合、どうしてもやはり士気やモチベーションの低下というのが危惧されます。万が一これが職務執行自体が消極的になってしまえば、治安の低下という最悪の事態も生じさせることになります。

県警察におきましては、万が一非違事案が発生したとしても、現場の警察職員の活動が負担なく円滑に遂行されるように、県民からの御意見、苦情とか、そういうものに関しては警察本部が一元的に対応することとしておりますし、また警察署におかれましては幹部職員がこれに対応することとしているほか、現場で活動する職員に対しては都度冷静な、適切な対応が図れるよう、具体的な指導、教養も行っているところであります。

また、必要に応じて、対応に当たった職員のケアに当たるなど、負担の軽減とモチベーション低下の防止に配慮しているところであります。

県警察といたしましては、非違事案防止を第一に、警察職員として、より高い規範意識の確立に向けて、各所属に対する監察の実施、非違事案への適切な対応と、処分、実例を基にした身につまされる指導、教養等を引き続き推進しまして、幹部職員が適切な人事管理、業務管理を通じて、職員の非違事案の兆候を早期に把握、適切に防止措置を講じられるよう、実例を基にした具体的な注意点と対処要領の教養、必要な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○はぎの幸弘委員 わかりました。いずれ対策を講じているということでも、それが時代の変化によって、それがいつも通じるわけではありませんから、やはり常にそういった現状、対策がこれでいいのかという進捗を見ながら、必要に応じて改善していくことも大事だと思いますので、現場の職員の皆さんの士気も高めながら、ぜひ県民の命と暮らしを守っていただきたい。よろしくお願いします。以上です。

○村上秀紀委員 まず一つ目に、いわゆる孤独死について伺いたいと思います。

近年高齢者とか、また核家族が増加して、孤独死が問題視されるようになってきている。また、私が住み暮らす近所でも、そういった事案もふえてきているように感じますし、また新聞の慶弔欄などを見ても、喪主の方の名字が異なるフルネームの方がふえているのは、きっとそういう関係なのかと感ずるところでございます。

内閣府でも、令和5年に「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループと

いうものが開催されたそうで、このたびは警察署においても、令和6年上半期における取り扱いの死体のうち、自宅において死亡したひとり暮らしの方という数値が、ウェブサイトで確認いたしました。ということで、参考までに全国だと警察で取り扱ったのが10万2,965人で、うちひとり暮らしの方が3万7,227人、またそのひとり暮らしの方のうち65歳以上の方が2万8,330人、およそひとり暮らしの死亡した方の7割5分ぐらいが高齢者であったということでした。

そのようなことを受けまして、岩手県内において、今の数字に呼応したところ、ひとり暮らしの方の人数とか、また高齢者の割合とか、そういった孤独死の状況について伺いたいと思います。

○**太田参事官兼地域課長** 近年の孤独死の状況についてであります。孤独死につきましては、その定義が不明確なところもあり、県内の孤独死に係る統計的な数値は厳密にはございませんけれども、県警察が令和6年1月から6月までの間に取り扱いをした死者数は、暫定値となりますが、1,135名であり、うち自宅において死亡したひとり暮らしの者は379名、うち死亡の年齢が65歳以上の者は299名になります。また、県警察が取り扱いをした死者数のうち、自宅において死亡したひとり暮らしの割合は33.4%となり、そのうち死亡時の年齢が65歳以上の者の割合は78.9%となっているところです。

○**村上秀紀委員** すると、県内でも、全国と比べて割合とか、そういったものは同様、多少高齢者の割合が高いという程度かと感じます。こういった数字は、令和6年度から、5年以前というのはこれまで把握はされていないということなのですね。

保健福祉部に伺いましたら、県内の高齢者のひとり暮らしの人数が、一番新しい数字では平成27年と令和2年の、この5年間の推移は何えたのですけれども、その中でも2割弱ぐらい高齢者のひとり暮らしの割合がふえているということでしたから、きっとこれは引き続き増加していくのだらうということ、ますますこの辺はしっかりと対処していかなければならないことだと思うのですが、警察の皆さんで日頃各家庭を回っていらっしゃると思うのですけれども、そういったところをどのように取り組まれているとか、また今後どのように取り組んでいかなければならないとか、そういったところを伺いたいと思います。

○**太田参事官兼地域課長** 孤独死を防ぐために今後取り組むべきことについてありますが、県警察においては、警察官が行っている巡回連絡等の場において、住民の方々が抱えている悩みや困り事を把握し、適時適切なアドバイスを行っているところ、そうした情報については、個人情報保護にも配慮しつつ、必要に応じて家族への連絡や民生委員など福祉関係者への情報提供に努めているところであり、今後とも関係機関との情報共有をはじめとして、孤独死の防止に資する活動を進めてまいりたいと思います。

○**村上秀紀委員** 今、民生委員というお話が出ました。そのとおり、初めに警察の皆さんで見回っていただいた後には、保健福祉部と連携して行っていくことでありまして、しかもその保健福祉部が恐らくこれについての予防というか、日頃の対応はそちらがメインに

なるのだと思うのですけれども、回っていて、引き継ぐ際に、特にもこういった部分をしっかりと気をつけてつないでいる部分というのがありましたら伺いたいと思います。

○**太田参事官兼地域課長** 村上秀紀委員御指摘のとおり、警察だけでは実際把握するということは非常に困難でございます。ですので、警察もいろいろな関係の方々と接する場があります。ケースワークのような会議等がございますので、そういう場を利用して、お互いに情報共有して、役立てていきたいと考えています。

○**村上秀紀委員** ありがとうございます。では、この続きは予算特別委員会部局別審査の保健福祉部審査でやりたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、行政のDXについて伺いたいと思います。県のDX推進計画では、これまで令和5年からここまでおよそ2年ほど進んできていると思うのですが、まさにここで折り返し地点なのだと思いますが、デジタル技術を活用して住民の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図っていく、そして人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくために推進していると計画で確認しておりますけれども、そういったところで、この行政のDXにおける各取り組みの成果について、定性的なところ、また定量的なところもあわせて伺いたいと思います。

○**小笠原科学・情報政策室長** 取り組みの成果についてでございますけれども、定性的な観点では、令和6年に実施した県の施策に関する県民意識調査結果報告書によると、行政のDXについての質問はないのですけれども、関連するものとして、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの利用により情報通信技術が暮らしや仕事に生かされていることという調査項目に対して、県民の重要度は重要と回答した方が70.6%、そうでないという回答が4.4%ですので、大きく上回っております。また、満足度については、満足とお答えになった方が28.1%、計画初年度のときは26.5%でしたので、僅かですけれども、向上しているような状況でございます。また、不満と答えた方は16.1%です。なお、「どちらとも言えない」という回答が40%ございました。

要因としては、ウェブシステムの活用による県民等への情報提供、オンラインによる申請・届出等の促進、これらに加えましてAIなどの活用による業務の効率化が行政サービスの向上につながり、県民の満足度向上に寄与していると考えております。

また、定量的な観点で見ますと、令和5年度の超過勤務時間は、物価高騰対策等の実施により増加した所属がある一方で、新型コロナウイルス感染症の関連業務の縮小などにより、年間平均で職員1人当たり166時間となっております。前年度に比べ26.9時間の減となっております。

また、複写用紙の購入枚数なのですけれども、職員1人1台端末のノートパソコンの更新や通信環境の整備などが進みまして、ペーパーレス化が図られたことから、令和5年度購入実績では、前年度に比べ648万枚余の減となっております。金額にしますと、令和5年度の契約単価で単純に試算すると765万円の減となっております。

○**村上秀紀委員** 行政のDXは、大きく12項目ありまして、今こうして教えていただいて、

ありがとうございます。

その中の項目で、例えば検証していくに当たって、オープンデータの公開件数といったこともございました。この辺は、評価とすればAということで、大分公開の度合いが進んでいると思ったのですけれども、さまざまある中で、例えばそれぞれの項目でアクセス数とか、こういった項目は非常に活用されているとか、そういったことを把握し得るかどうかということと、あともう一つ、デジタルマップもいろいろなもので見ることができますが、これも同じくアクセス件数とかによって、では例えばデジタルマップにこういうのも落とし込んだらいいのではないかとか、そういった観点からは何か把握はしているのでしょうか。

○小笠原科学・情報政策室長 現在の計画の中では、指標としてそういったものは把握しておりません。

○村上秀紀委員 折り返しということで、今度、令和9年から新しくなっていくと思うのですけれども、きっと今後検証するに当たっては、これ追加していくにも、やみくもにただ追加して、使わなければということですから、ぜひそういったところからもそれぞれ検証しながら、次に向けて進めていただきたいと感じています。

紙の話とか、そしてまた直接的に県民の皆さんが、ここが進んだからこのように満足度が上がるとか、そういうのも、把握し切れないのもたくさんあると思いますので、先ほどの満足度調査のところとか意識調査のところでは把握されているということですが、その次に向けてどういった形で、12項目のうち、どういったところは皆さんに受け入れられているとか、その辺をもう少し進めながら、ぜひ令和9年からよりよいものに、どうやって検証していくかというのを進めていただきたいと思っています。

あと、なぜこの話をしたかという、計画の中で、このDX推進計画はアジャイル型で進めていくと大きく書いてあるわけですが、アジャイル型という割には少々、進め方を今後どうしていったらいいかというのが薄い部分もあると感じますので、そこで質問したところであります。

また、DXとはまた分野が違う、とはいっても脱炭素とDX、重なり合う部分もあるかと思うのですけれども、これは参考までになのですが、この間四特別委員会調査で福岡県に伺ったときに、福岡市ではかなり脱炭素化が進んでいて、もう大分絞り出すほど絞り出して、ついに今は職員の名刺をポスターの裏に刷って使っているぐらい絞り出して、そこまで行き着いたみたいです。そこまでしろ云々という話ではないのですが、かなり全国的に進んでいるところは、そこまでやっているところもあるようです。

DXについても、ぜひ一つ一つ拾っていただきたいと思えますし、今議会の話で言えば、議会改革推進会議でも、今後グループウェアシステムなどを導入する、しないという話も出ていますけれども、その中で例えば、我々の話ですが、議員連盟の活動とかも大分今は紙を使っていますけれども、そういったところも取り組んでいくか、いかないかという話も進んでるようですので、あわせて議会もそういったことに取り組んでいきたいと思いま

すので、皆さんと協力してやっていきたいと思います。私は以上です。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 それでは、先ほど県警察の答弁に対して再質問があるということでございますので、関連質疑を継続させていただきます。

○高橋はじめ委員 城内愛彦委員の自転車のヘルメットの関連で質問させていただきます。

昨年の10月以降、自転車による飲酒運転が、罰金刑とか、あるいは禁固刑含めて、厳格化されたと理解しているのですが、その関係で、若い世代の方々、特に高校生などにヘルメット着用を言っている反面、我々成人が飲酒運転をやっているというのは、これは示しがないことなのです。だから、本当は我々が範を示していかなければならない、そういう立場なので、私はあえて質問させていただくのですが、令和6年20件、それから本年に入って4件と御回答を先ほどいただいたのですが、行政処分としてはどのような処分になるのか、もしおわかりであれば、お伺いしたいです。

○及川参事官兼交通企画課長 自転車の酒気帯び運転の罰則につきましては、道路交通法により3年以下の懲役または50万円以下の罰金とされておりますが、違反者の処分につきましては、処分庁ではありませんので、回答する立場にございませんが、新聞報道によりますと罰金10万円が科されていると承知しているところであります。

ただいま行政処分のお話が出ましたが、自転車の酒気帯びに対しては行政処分、いわゆる免許の点数が25点などといったことを科す規定がございませんので、危険性帯有、いわゆる将来にわたって重大な事故を起こす可能性があるという者に対しては、危険性帯有という、規定に基づいて行政処分をかけるわけですが、今回自転車の運転手が自動車を運転して危険な運転をするというところまで、それはイコールかどうかというのはなかなか難しいところがありますので、自転車の悪質性、危険運転に対する事案の重大性とか危険性だとか、そういったところを総合的に判断して、危険性帯有によって行政処分をかけるということになっていきます。現在のところ、行政処分をかけた事例はございません。

○高橋はじめ委員 検挙された方は、こういう法律の改正というものについては知っていたのかどうか、その辺の情報はありますか。

○及川参事官兼交通企画課長 明確に統計を取っているわけではございませんが、私のところで把握しているところと言うと、罰則が強化されたのは知っていたが、どうしても自転車を使いたいので運転したという方がほとんどであります。中には、罰則になったことを知らないという方も数名いました。

○高橋はじめ委員 かなり昔でしたが、私の知り合いの、当時消防団員の方でしたけれども、屯所で多分練習があつて、少し飲んで、その後に自転車で帰ったのです。途中で家族がなかなか帰ってこないということで、それでいろいろ聞いたら、帰ったはずだということで調べたら、側溝に落ちて、それで亡くなったという事例があつたのです。

それと、昨年の秋、ちょうど選挙の時期に、私も沿岸地域に行ったのですが、お

昼に丁字路の交差点で自転車で倒れていた人がいて、中学生が3人ほど、その対応をされていたところにちょうど遭遇したのですけれども、意識がなかったものですから、救急車をすぐ呼べということで呼んだのですけれども、どうも転んでヘルメットをかぶっていませんでしたので少し頭を打ったということでした。それで脳振盪を起こしたような感じなのですが、少し気がついて話をしたら、お酒の匂いが少ししたのです。自転車のかごには焼酎の空き缶とか、ビールの空き缶とかありましたので、多分コンビニエンスストアかどこかへ行って、買って、戻ってこようという、そんなことかと思うのですけれども、いずれ自転車による飲酒運転というか事故、これも隠れた存在として多くあるのではないかと考えております。

それで、私の地元の交通安全協会でもこういう話題を出したのですけれども、意外と罰則化されたことについてあまり知らないのです。ということは、もう少し周知をしていかなければならないということなので、これは警察が主流になるのか、どこが主流になるかわかりませんが、やはり一定のチラシとか、そういったものを通じて、配っていただいて、市町村の協力をいただいて、公民館とか集会所、そういったところにチラシを配って、いろいろなPRをして、事故防止につなげていく必要があるのではないかと思います。

そういう取り組みをしながら、若い世代にもヘルメットの着用も大事だよということでPRしていかないと片手落ちになるような気がして、あえて質問させていただいたところでございます。ぜひいろいろな各方面で御検討いただければと思っています。よろしく願いいたします。

○千葉秀幸委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉秀幸委員長 なければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様はお疲れさまでございました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会します。